

第百一回 参議院文教委員会會議録第十三号

昭和五十九年七月十二日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

五月十八日

辞任 刈田 貞子君

補欠選任 高桑 栄松君

七月六日

辞任 安永 英雄君

補欠選任 菅野 久光君

七月七日

辞任 菅野 久光君

補欠選任 安永 英雄君

七月十一日

辞任 中村 哲君

補欠選任 本岡 昭次君

高桑 栄松君

中西 珠子君

出席者は左のとおり。

委員長 長谷川 信君
理事 杉山 令肇君
田沢 智治君
久保 亘君
吉川 春子君
井上 裕君
大島 友治君
蔵内 修治君
山東 昭子君
世耕 政隆君
仲川 幸男君
林 健太郎君
柳川 覺治君
粕谷 照美君

国務大臣

文部 大臣

森 喜朗君

政府委員

文部大臣官房長

面崎 清久君

文部大臣官房総務審議官

齊藤 尚夫君

兼内閣審議官

坂元 弘直君

文部大臣官房會計課長

阿部 充夫君

文部省教育助成局長

宮地 貫一君

文部省高等教育局長

佐々木定典君

事務局側

常任委員会専門員

文部大臣官房審議官

植木 浩君

説明員

文部大臣官房審議官

植木 浩君

本日の会議に付した案件

○日本育英会法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(長谷川信君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、中村哲君及び高桑栄松君が委員を辞任され、その補欠として本岡昭次君及び中西珠子君が選任されました。

○委員長(長谷川信君) 日本育英会法案を議題と

いたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。森文部大臣。

○国務大臣(森喜朗君) このたび、政府から提出いたしました日本育英会法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和十九年日本育英会法施行以来、日本育英会は、逐年発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受けた学生及び生徒は、約三百四十万人に達し、これらの人材は社会の各分野で活躍し、我が国の今日の発展に多大の寄与をいたしてまいりました。

しかしながら、最近における高等教育等の普及状況を踏まえ、社会・経済情勢の変化に対応して日本育英会の学資貸与事業の一層の充実を図るためには、その内容・方法等について抜本的な見直しを行うことが必要であり、このことは、第二次臨時行政調査会の答申等や文部省に置かれた育英奨学事業に関する調査研究会の報告でも指摘されたところであります。

このような要請にこたえるべく、今般、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与するため、日本育英会の学資貸与事業に關し、無利子貸与制度の整備、有利子貸与制度の創設その他制度全般にわたる整備改善を行うほか、日本育英会の組織、財務・会計等の全般にわたる規定の整備等を行うこととし、現行の日本育英会法の全部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概要について申し上げます。

まず第一に、日本育英会は、すぐれた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とすることといたしました。

に、教育の機会均等に寄与することを目的とすることといたしました。

第二に、日本育英会の組織については、理事は文部大臣の認可を受けて会長が任命することとし、また、法人運営の適正を期するため、会長の諮問機関として評議員会を置くなどの整備を行うことといたしました。

第三に、日本育英会の業務については、学資貸与事業について次のような改正を行うことといたしました。

まず、無利子貸与制度について、現行の一般貸与と特別貸与を一本化することといたしました。これに伴い、特別貸与を受けた者が一般貸与相当額の返還を完了したとき、その残額を免除してきた従来の特別貸与返還免除制度を廃止することといたしました。

次に、現行の無利子貸与制度に加えて、学資貸与事業の量的拡充を図るため、新たに低利の有利子貸与制度を創設することといたしました。この有利子貸与制度には、死亡・心身障害返還免除制度を設けることといたしました。

なお、無利子貸与にあわせて有利子貸与を受けることができる道を開くことといたしております。

第四に、日本育英会が債券を発行することができ旨の規定を設け、国の一般会計以外からの資金を導入し得ることといたしました。なお、これにより、政府から資金運用部資金の貸し付けを受けて、有利子貸与事業に対する貸付資金の原資に充てることができるようにしたいと考えております。

また、債券発行規定を設けることに伴い、日本育英会の長期借入金または債券に係る債務についての政府保証の規定を整備するほか、日本育英会の財務・会計について所要の規定の整備をいたし

ております。

第五に、日本育英会の監督、罰則等に関する規定を整備するとともに、関係法律についても所要の規定を整備することとしたしました。

このほか、この全部改正の機会に、現行の片仮名書き文語体の法文を平仮名書き口語体に改めることとし、法文の平明化を図ることとしたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

なお、衆議院において、施行期日等に関する附則の規定の一部が修正されましたので、念のため申し添えます。

○委員長(長谷川信君) 以上で趣旨説明の聴取を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安永英雄君 文部省に質問をする前に、ちよつと委員長の方にお聞きしたいことがあるんですが、また、これは後の審議がスムーズにいくなうにあえてお聞きするんですけれども、五月の二十三日に参議院文教委員長の名前で文部大臣に申し入れをされております。その趣旨は、「日本育英会法案については、現在、衆議院において審議が行われているが、日本育英会の奨学金の貸与を期待している学生の実情は憂慮すべき事態になっている。従って、政府においては、これらの学生等に対して、何らかの救済措置を早急に講ずるよう検討されたい。」という申し入れをされたわけでありまして、私としても、まことにこれは時宜を得た申し入れだというふうに感謝をいたしております。また、これについて、理事会の方の合意によってということでもございますので、理事の皆さん方も、委員長を中心に、この申し入れの実現について、いろいろ動きがあったというふうに聞いております。本当に感謝を申し上げたいと思っております。

しかし、久しぶりの委員会でございますし、委員長の方からこの申し入れの経過なり、あるいは、現時点における文部省の措置した現状認識なり、それから、今からそれに対してどう理事会なり、委員長は対応されるのか、それについてお聞きをしておいた方が、後の質問がスムーズにいくと思っております。お聞きを願いたいと思っております。ただ、時間もありませんので申し上げますが、これがほんとに私どもの方の机の上に乗ってあります。これは、もちろん、私どもは委員長でありますから、何もむくれてはおらんのでありますけれども、その裏の方に次のようなことが、これは文部省の大学局からの報告が恐らく委員長の手元にあったのじゃないか、それを印刷してこういものが裏にひつていて、とじて私どもの机の上の報告で、これは要らないという意味で私は申し上げるものであります。次のような措置をするというので、日本育英会による無利子貸与の予約の採用候補者三万六千人、大学院が三千人、大学、短大で二万人、高校、高専で一万三千人、合計三万六千人、これについては進学届の提出後奨学生として採用決定を行う、この場合、とりあえず留保条件を付して、一般貸与の奨学生として採用して、五十九年四月分からの一般貸与の貸与月額を交付しておいて、「改正法成立後」とあります。これはもちろん改正法案でありましよう。改正法による無利子貸与の奨学生に切りかえ、四月に遡及して改正法による無利子貸与の貸与月額との差額を追加して交付する、二番目に、改正法による無利子貸与の在学採用者八万二千人、これについては改正法の成立後速やかに奨学生の募集・採用を行うことができるように募集要綱・願書の印刷等の準備を行う。こういうあれですか、私は文書でもこれは委員長から報告があったんだというふうな確認をいたします。したがって、三万六千だけはこの時点において何とかやれるけれども、八万二千についてはこれはできないという報告だと思ふんです。この時点は、これ

は五月の三十日。その後の進展といえますか、現状はどうなっているかと、こういふことです。それから、それに対してどう対応するのかお聞きします。

○委員長(長谷川信君) ただいま安永先生からお話がございました。育英会法に関する申し合わせ、これは各党理事、今、先生のお話のとおり合意をいたしました。文部省の方には要請をいたしております。

ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川信君) 速記を始めて。

○安永英雄君 だから、あなたの今の話では、そのとおりになっているというふうな認識されておるようだけれども、私どもが聞いているところでは、そうはいっていないから私は聞いているんです。詳しくひとつその間の――文部省の方であれば文部省の方にやりますよ、いつまでも。ただ、今まで委員長なり理事の方でこれを処理していたか、それはスムーズにいくのだろうかということで私はあえて言っておるわけがあります。経過なり、あるいはその現状がどこまでいっているのか、そのところ、私は聞いてないと思っておるから聞いておるわけでありまして、いつてないというところがあれば、それは今後どうするか、理事会としては。こういうことを聞いておかないと、私はじかに文部省の方で答えをさせて、私は文部省の方でいったら法的な問題とどんやりますよ。これ、しかも時間外にやってもらわれないと困る。審議に入れないんです。そういうことで、理事会にあえて私は申し上げておく。まとめて経過なり――これはあえて委員長でなくてもいい、正確なところをひとつ、こゝでなければ理事会あたりで、経過の現状認識なり、文部省呼ばれず、そこで結構です。そうして、今からどうするんだというのを理事会の方で言われないと、私ども平ですから、何もなかったら、どんやんの問題は委員長に私の時間外としてもらってやらなきゃ

ならぬ、そうしなきゃ審議に入れない、そういう意味で申し上げておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○委員長(長谷川信君) 今、安永先生からお話のございました点は、さっき申し上げましたように、各党申し合わせ、理事会で申し合わせをいたしました。文部省の方に強く要請をいたしております。その後、文部省の方から、私どもは申し合わせに基づいて事務的に話を進めておるものがあるというふうな承知をいたしておりますが、なお細かな詳細の点についてはまだ報告を聞いておりませんので、理事会等を開きまして、文部省の今までの経過等について十分詳しく説明を聞きまして御報告申し上げたいと思っております。

以上であります。

○安永英雄君 大体、理事会の方はわかっておるでしょう。それでなければ入れないというんだ、質問に。

○委員長(長谷川信君) 暫時休憩いたします。

午前十一時十分開会

○委員長(長谷川信君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

安永君に申し上げます。

日本育英会の奨学金の貸与に関しては、学生等の実情を考慮して、その救済措置を講ずるよう、去る五月二十三日、理事会の合意により、文部省に対し御案内のとおり申し入れを行いました。

この申し入れに対する文部省の回答につきましては、既に委員の皆様にお配りいたしております。とおりでございます。

この文部省の回答につきまして、去る六月二十八日理事懇談会を開きまして協議いたしましたところ、これらの措置ではまだ不満であるとして、さらに在学採用予定者を緊急に救済するため、現行法に基づき、可及的速やかに募集を開始された

い旨の申し入れを口頭により再度いたしました。
この申し入れにつきましては、ただいまの理事会
会におきまして文部省より回答があり、その説明
を聴取いたしましたところでございます。
回答の内容につきましては、ただいま、お手元
に配付いたしましたとおりでございます。

○安永英雄君 理事会の方で、今後の進行につ
いてスムーズにいくようにという配慮でやられたわ
けですから、私はよくは申しませんが、今もち
った在学採用についての救済措置の方針で、一
項目では完全に現行法に基づいてきりとやるとい
うことを確認されたというふうに思いますが、
二、三のところでは多少問題が残るんじゃないか
という気もするんです。これは理事会で確認をさ
れたとなれば、私としては不本意な点がたくさん
あるんで、これについてはさらに質問を直接向
うにしなきゃならぬということになるわけで、よ
ろしゅうございますか。

○委員長(長谷川信君) それは今理事会でもい
ろ各党の御意見を聞いたのであります。各党
意見がいろいろありますので、審議の過程の中
で安永委員から御質問いただくようお願いいた
したいと思っております。

○安永英雄君 それじゃ文部省の方にお聞きし
ますけれども、在学採用者のこの措置につ
いては、今、理事会の決定、確認があったように、現行法
に基づいて可及的速やかに募集を開始すると、こ
れが私は原則だろうと思えます。意見の一致し
なかった点等もあったかもしれませんが、二、三に
至りましては、これは可能な限りということ
で、この恩恵といえますか、救済措置に漏れる人間
が出てくるということを私は予想するわけですが、
まず第一に、現行法に基づいて可及的速やかに
募集を開始するという理事会なり委員長の意向で
すが、文部省としては、その意向を受けてどう考
えていますか。

○政府委員(宮地貫一君) 御案内のとおり、在学
採用についての救済措置の問題が、その後、衆議
院文教委員会の審議等を通じて、その点が御議論

がございまして、そこに日程のところ御説明を
いたしておりますように、文部省といたしまして
は六月二十九日に方針を決定をいたしました。直
ちに日本育英会にもその趣旨を伝え、二十九日か
ら要項なり願書等の印刷に取りかかり、あらかじ
め募集開始をする旨の予告を、各大学への通知を
七月二日にいたしましたわけでございます。
それを、さらにその後七月六日付で具体的に各
大学に推薦の依頼をいたしましたわけでございま
して、これらの措置については、在学採用予定者
が、具体的に、例えば夏休みの直前に来ておる
というような状況を受けて、各大学が七月十日
から奨学生の募集を実際に開始できるように対応
をいたしましたわけでございます。

以上が私どものとりまいた措置でございます。
○安永英雄君 とりまいた措置というのは、現行
法に基づいて、この在学採用予定者の全員、とに
かくそういった恩恵といえますか、この措置がで
きなかったというところを今報告をされたわけ
で、なぜですか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の点は、在学採
用者について緊急に救済するということ、しかも、夏
休み前に募集事務を開始しなければ実際の仕事
が非常に困るということになるというふうな事
象を受けて、二以下に書いてございまして、
方々で対応をいたしましたこととございまして、
○安永英雄君 私と法論争をやるつもりで
衆議院では、現行法に基づいて皆でやるように
これについては検討しますというのがあるた
方々で答弁しないですか。参議院の場合では、
そう検討したけれどもできませんとあなたは
言いました。今、言い切ったつもりですか。それ
なら今から、私、法論争をやりますけれども、
現行法に基づいてやるということに約束し、その
方向で検討しているというのなにかわい
い。それは、法論争で私にそうい
うんだから徹底的にやります。時間をど
けたら、委員長に、これが解決しない限り審議
院になりませんよ。どちらなんです。衆議院で答

したのと今答弁したのとでは違うのですか、同じな
んですか。
○政府委員(宮地貫一君) あるいは私の言葉が十
分でなかった点があったといたしますれば、その
点は先生におおびに申し上げるわけでございま
して、衆議院で答弁しました。気持ちと、こ
こで答弁
いたしております。気持ちとは全く変わり
ません。

○安永英雄君 そうすると、今の理事会の態度決
定というのは、文部省の方は、むしろ全員が、
とにかくこの恩恵に浴しようというふう
に決意を
言っているのに、理事会としては、どう
してもこれは「可能な限り採用する」とい
うことで、残り、食い違いがあります。理
事会がどうして
そういう態度をとられるのか。文部省は全
員ができるように検討する、できるで
きません。これは可及的速やかにやると思
うけれども、最後には、可能な限りです
から、残り、得ないという理事会の態度
を決定されたことを確認してよろしい
か。

○委員長(長谷川信君) これはまだ決定はいた
しておりません。理事会としてまだ結
論を出して
おりません。したがって、「可及的速
やかに」という文言を使ったことと
ございまして、○安永英雄君 その説明がな
かったもので、私はこれで結論が出た
ものと思っております。そういう説明が
あればわかっておりました。それ
で、それから、そんなことは、私も先
ほどの趣旨で、それから、もう別に大
きな声を出したり時間を長引
かせるつもりはありませんけれども、い
ささか違
うところから、ついで……

だから私は、そういう態度であるとい
うことな
らば、これはまだいらない。あなた
も質問されますので、私はこれ以上は
申しません。ただ一つ申し上げてお
きたいのは、どうも文部省の方は、先
ほどの現行法に基づいて全員がこの恩
恵を受けるよ
うにしたいという気持ちはあるけれど
も、この法

案も参議院に来ておることだし、もう
ちょっとする上から、現行法じゃなく
て新しく改正法が出る、だから、もう
時間の問題だから、約束はしてお
りけれども、検討中、検討中というこ
とで引張り延ばしていけばそれに出会
うというふうな気持ちがあるとする
ならば私は許せません。これは初め
は、委員長の要求にもありましたよ
うに、学生の事情は考慮すべき状態
で気の毒だとい、いわゆる感情的な、
心情的なものから出ておるもので
すけれども、今までのあなた方が作
業をされてきたところでは、既に法
的な問題にはまり込んでしまっ
ておるわけですよ、これは、できる
だけやっつけておるわけですよ、こ
れは、現行法という法律が厳然とし
てあるという中で、あなた方は努力
をされている、その点について私
は非常に称賛すべきだと思うん
だけれども、心情的なものじゃなく
て法律的なものになってきている。
しかも、現在、私も参議院はき
ょうから審議をする、こうい
ったところですから、夏休みが
始まるよとかんとかいう問題で
はなく、これは筋を通しなさい。検
討、検討して、何とか法律案が成
立するだろう、そこまで検討して
おいたというところで逃げたいん
じゃないかというふうな気持ちで
やっつけておる、その点、大学局長
どうですか。

○政府委員(宮地貫一君) 国会の御議論を体
し
たいと考えております。

○安永英雄君 今後、この問題につ
いての文部省の措置と、理事会の方
も、ひとつ最終的な結論は出してい
ただきたい。これは少なくともき
ょうの屋ぐらひはかけてやっ
ておらねと、次の質問者もこれに
また触れていきますので、びし
っと出してから、きつと出して
おらねと困りますよ、実際言
って、言いたくない、理事会と文
部省との間の問題が、そういう
点を要望をいたしまして、この
問題を見守りながら、私もこの
問題については留保しながら次
の質問に入りたいと思いま

す。

今度の国会の劈頭から、第一号議案は、いわゆる国立学校の設置法でございました。この審議をする中で、大学院の設置という問題については政令事項に落としていくということで、こゝしが最後でございました。この後には、探ってまいりますと、いわゆる臨時行政調査会、この指摘というものがあって、この大学院の設置についてこの委員会で審議するという場所がなくなつた、まさに臨調の指摘に基づいてそういった方向に行つておる。次の私学共済の審議に至りまして、いわゆる国の補助金というのは四分の一切り捨てられておる。調べてみると、これが臨調の指摘による、こういう答弁もありました。今、審議しております育英会法、この改正につきましても、この提案の理由、先ほど大臣が読み上げられましたけれども、第二次臨時行政調査会の答申等や文部省に置かれた育英奨学事業に関する調査研究会の報告、これでも指摘されたところでありまして、いわゆる改正の一つの根拠というもののの中には、やはり臨時行政調査会、いわゆる臨調というものが基底にある。言いかえしますと、ここが一番大きな問題だと、この改正法の問題は、こんなふうには見えますし、あと次の法律が予定されておると聞いておりますが、日本学校健康会、それと国立競技場の統合という法律案を用意されておるようでありまして、これまた、まさに臨調の指摘というものに従つて法律ができ上がつておる。この前審議しました著作権法、これは別として、今度の国会で審議しているのは、すべて臨調から指摘を受けて、それが法律になつて、ここに出てきておる。こういうふうには思つて実に残念なんです。掘り詰めていけば、臨調から指摘を受けたと言う。私は、いわゆる臨調というもののについて、今はこの臨調はなくなりまして、残したものは、今、脈々として残つておる。そしてこれが二十一世紀に向けてというふうな大きな目的になつておる。そうすると、今後この臨調から指摘をされたという問題は、私ども

も教育関係者にとつては非常に大きな問題になるし、この育英会法を審議するといった場合にも、根本的にはそこにメスを入れなければならぬというふうには私は思ふのであります。私は調べてみたんですけれども、この臨調の設置をされたときの目的、二条にありますが、今、それを受けて文部省は行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。という任務を持つてこれは充足をしたんであります。ところが、今、それを受けて文部省は直ちに法律に出して、次々に今から国会に出していくというところにまさかならうとは私は考えていなかった。実に一般的な抽象的な目的であつて、これは一般国民、私は後で教育の問題に触れますけれども、教育に関心を持つておる者だつて、この臨調というものが行政整理とか、あるいはむだ遣いをなくすとか、あるいは機構を緊縮するとか、こういったものについて検討するだろつたという機関に私どもは考えていた。ところが、現在、この機関は政治上の重要な施策、これについての政策審議までやる、一種の国会代行機関というふうな性格を持つて至つておるわけで、この臨調は一応任務を果たしたとはいひますけれども、いわゆる臨時行政改革推進審議会——行革審というものがあとこれに続いてきておる。しかも目的は、いろいろ書いてありますけれども、この臨調で指摘をした、問題にしたというものが、実際にそのとりに執行されておるかどうか、こういう監視機関ということまでまだ続いてきておる。私は、この臨調の性格というものを今さらここで批判するつもりはないですけれども、そして、またこれが日本の防衛の問題の政策まで議論をしたり、指図を求めたり、こういったところまでいつておるのではありませんけれども、そこまでの委員会の性格からして、それはやる場所が違ふかもしれません。しかし、少なくとも教育の問題について、私はこれは掘り下げてここで審議をする必要があると思ふんです。

これはこゝでつけ加えておきますが、この行革審というものは、九日の日に地方自治体の行政改革推進に関する報告書というものを提出しております。こゝで内容を私は申し上げませんが、もちろん承知だと思ひますけれども、地方公務員の定員抑制のために地方自治体が削減計画をつくる。国の施策で警察官と消防職員の増員は自分の間凍結し、四十人学級実現を目指す教員の定数改善計画も抑制する、地方公務員の給与水準を国家公務員を上回らないようにする方向で国は制約的な財政措置を含め指導を強める、骨格はこれででき上つておるのであります。

私は、教育の問題は先ほど申しました。事あるごとに全部臨調の指摘を受けて文部省は次々にそれを実現に移していつておる。それが法律の形で出てきておる。特に現在活躍しておる行革審というもののについて、例えば、定数の問題について、臨調で抑制をし凍結しておきながら、いよいよ凍結が解けるといふ寸前にいつたら、またも行革審は四十人学級の実現を目指す教員の定数改善計画を抑制すると先手を打つて出てきておる。各都道府県の問題でありますけれども、各都道府県では、あの凍結が解ければ四十人学級に向かつてやらなきゃならぬという準備もし、予算の見積もりもやつておる。それに水をかけるように行革審の方はこれを抑制するというふうに出てきておる。衆議院の臨時教育審議会等の審議等も見まして、私は議事録見ますが、大臣はこれについては大いに頑張るという答弁もなされておるようでありまして、しかし、それは出てみなきゃわからぬと逃げたおられるところもある。しかし現実にこの報告書が出ておる。

先ほど私が長々と申しましたが、こういった問題について、閣僚の一人としてという立場もありましようが、少なくとも文教委員会の中で、文教の全責任を持つておられる文部大臣のこのような現在のやり方について、どういふ見解を持たれ得るか私はお聞きしたいんです。篤とお聞きしたい。

○国務大臣(森喜朗君) 行政改革につきましても受けとめ方というのは、先生方も、また私も与党にいたしまして、それぞれの考え方がございまして。

私は衆議院の委員会を通じて申し上げてまいりましたが、行政改革はすべて行政を簡素化するというのも一つのねらいであります。もう一つに効率化ということがございまして。そして、行政が大変肥大化していることも事実でございまして、将来に向けて、もう少し躍動的に日本の行政機関がもつとも民間の活力を大きく多様に利用するといひましようか、駆使しながら行政がまた新しい展開をしていくということが二十一世紀の日本のために必要だろつ、こういう考えを私は持つております。総理は時々言葉の中で、うみやあかたまりますから、それをそいでというふうな表現をしておりますが、まあ、いい言葉であるかどうかは別として、少し肥大化し過ぎると同時に、また非常に多岐に動きの悪い面になつておるといふことも、政治家の立場から見ても、これは先生もある程度御理解をいただけたらと思ふんです。

そういう中で、例えば、よくこれは臨時教育審議会等の議論でも、野党の皆さんからも御質問いただいた点であります。財政改革、行政改革として教育が改革の一連の同じような三本立ての中層根内閣というふうに見られる向きもよくあるわけですが、私はそれは思つていないんです。むしろ、二十一世紀は本当に生き生きとした教育の体制にしていきたい、そういうふうには私は考えます。そのためには財政も少く、今までのような画一的なものではないようにしていくことが大事だと考えます。そういう意味で、この行政改革は国民的な大きな要請によるものが多い、私どもはこういう判断をいたしているわけでございまして。

したがいまして、行政改革は厳しいところでありまうが、将来の日本の国民にとって、私たち、

現在生きる政治家たちが、今日までの行政を組み立ててきたわけでございますから、将来の子供たちにとつて、生き生きとしたものに就いてあげ、そのための、これはお互いに痛みに分かち合うという、この気持ちも政治家としてとらざるを得ない立場であらうというふうに考えます。

しかしながら、だからといって、教育関係の行政については、すべてこれを切りまくるという考えは私も持つてゐるわけではございません。何とかそういう効率化、簡素化という政府全体の方針に従いつつ、なお一層、こうした教育行政の仕組みは勇敢に新たなものを多様的に取り入れていくということも、これも必要だろうというふうに考えてゐるわけでございます。

たまたま、この国会で法案を御審議いただいております中に、先生からも今御指摘ありましたように、私学共済あるいは育英、前の国立学校設置、いずれも臨調の指摘ではないか、臨調支配の国会ではないか、こういうふうな先生の御指摘もあるわけでございますが、全体といたしましては、予算全体の枠組みというものは、これは考えていかなければならぬ、文部省をいたしましては、できるだけその中で教育行政を生きてきたものにするという基本的な考え方でこれを尊重しつつ対応してきたというところでございます。

もう一つは、行革審に対して文部大臣としてしっかりやると言っておきながら、今のこの行革審の小委員会の報告をなんと受けとめてゐるのか、こういうことでございますが、七月九日には「地方公共団体における行政改革の推進方策」という報告が出ておりますが、これは審議会に対して小委員会が報告したものであるというふうには私は受けとめておりますので、まだこれはプロセスの段階、仮定の段階であるというふうには私は見ておりました。これから審議会がどういうふうな最終的な結論を出すかということについては、これはまだ私も承知もいたしておりませんし、この意見が出るまでは政府の、私の立場からはこれをとやかく言うことについては、これは控えなければならぬだろうというふうに考えております。

しかし、いずれにいたしましても、小委員会の答申も私なりに十分にこれはよく承知もいたしております。それから、これから審議会がどういう御議論があつて、最終的にどういう考え方が示されるかということについては、方向については私自身も大変大きな関心を持つてゐるわけでございますが、先生方のまた御支援をちょうだいをしながら、教育行政のいろいろな意味で、先生方から御指摘をいただいております心配な点にならないように、最大限の努力をしていきたい、こういうふう

に考えてゐるわけでございます。

○安永英雄君 今お聞きしますと、閣僚の一人としてという立場を非常に大きく大臣感じておられるようですし、私の言つております教育的な、教育の全般の責任者としてのこれというのは、与えられた枠内でできるだけ努力してまいります。問題は、財政が強くするために、閣僚としての立場というものを重視していかねばならないという方針をお持ちのようです。

それから、今の私が質問をいたしました、いわゆる行革審の問題ですが、またもやこれは報告書でありまして、これから先どうなるかわかりませんから控えますよ、というのですけれども、出たままからかまなければどうしますか、これ。こういうものを突きつけられたり、例えば風聞があったりしてでも、しかも、これは有力な風聞だとして見解をばつと出すというふうなことでなければならぬと私は思ふんです。衆議院ではうまく逃げられましたが、あのときには、まだこの報告書も出てなかつたから、まあ、あれですけれども、報告書が出てから、そうしてあなたは四十人学級についてはこれはやりまします、言つて今まで答えてきておる。それでもまだほんま物かうそ物かわかりませんので私は見解を出しませんというのはいきようです。文部大臣としては、これは、この委員会が質問受けてばつと出す

ぐらいが一番絶好の時期じゃないかと私は思つておる。私は大臣になりませんけれども、大臣ならもう衆議院段階で言つていいます。新聞にも言つていいますよ。言いませんか。

○国務大臣(森喜朗君) 文部大臣といたしまして教育行政については最大の私は苦心をいたしておりますし、教育予算が停滞をすることのないように、少しでもこれは、数字からいきましても伸びるように最大限の努力をすることが私の大事な仕事だと考えております。しかし、中曽根内閣の一國務大臣でございますので、私が直接、今、小委員会あるいは審議会に対して、今の段階が一番大事なんです。先生の御指摘どおりです。だからといって、私が今小委員会や審議会に、ああせい、こうせいと口出しすることがいいことであるかどうかということとは、先生のようなベテランな方々のおわかりのとおりでございます。しかし、だからといって、先ほど私は関心を持つておりました、こう申し上げました。それは一切何もやらないというのではございません。しかし、公の場所、ああことです、こうします、こうやりますというふうなことは、これは慎むべきだということに私は申し上げてゐるわけでございまして、小委員会の報告につきましても、あるいは審議会の自由民主党、文教関係の先生方も大変な努力を今払つてくれておりますので、そういうひとつの結果を待つてみたいというふうに考えております。

なお、四十人学級等については、私にとりましては、これはどうしてもやらねばならぬということでございますので、国会でもそうでございますが、先生のお目にさらなかつたのかも知れませんが、記者会見の席あるいは記者懇談会の席、文教予算はこれは停滞なく進めていきたい、行革審の答申いろいろあるが、その中でもいろいろ工夫を凝らしながら四十人学級等については十分やっていきたい。また、私のそういう考え方を与党としても前もってつておられて、自由民主

主党の文教部会や文教制度調査会も、六十年年度の予算編成に際しての文教予算のあり方についてはこのようにやるべきではないかという考え方も、先般、いわゆる合同会議で決定もいたしております。そういうことも私も、大臣という立場の気持ちも十分受けておるわけでございます。のだからというふうに考えておるわけでござい

ます。

○安永英雄君 言わないというものを言えといつたて、これはどうにもならぬですから。

聞き方を変えまして、こういう行革審というものと離れて、四十人学級というものの凍結解除も間近ですが、この問題についてはどうするつもりですか。これは答えられるでしょう。

○国務大臣(森喜朗君) これもたびたび申し上げておりますが、全体計画、最終年度は六十六年度、これについては見直しの考え方はございませ

ん。したがって、着実に、厳しいでございませうが、いろいろ工夫を凝らしながら、ぜひ一つずつ進めていきたい。特に三年間の抑制期間がございましたので、六十年年度についてはかなり微妙な、私はこの計画達成について大事な年であるというふうに認識をいたしておりますので、何とかして着実な進め方ができるように最大限の努力をしたい、こういうふうに申し上げております。

ました。これは中西君の質問で大臣答えられたんですけれども、「行革の立場からいえば、奨学金はまあ有利子でもないのではない」という声が出てくるのも一つの意見でしょう。これは全くだめだ、いけませんとは言えないわけでありまして、と、こうおっしゃった。これあたりも、今さきの答弁に重なるような気がするんですね。そして「国全体の財政の枠の中でどうやっていくか。」「その枠の中でどれを優先順位で決めていくか。」「これはまた別途の政治判断であろうか」と思いますが、こういう答えもされて、私もびっくりしたんです。先ほど言われたとおりの基本に立つての発言だと思います。

そういった意味で、私はもう少し聞きをしたいんです。ありますが、この臨調の答申というのはいまだにまだ生きておって、それを引き継いで行革審が点検をやつて、そして今みたいに行革審で決まったものを、例えば定数の問題では、ここで一応凍結を解こうという時期へ来ると、もう一回、監視どころか強力にまた地方自治体を抑えていて、四十人学級という準備をしてはならない、抑制する、そういうことをやつたら財政的罰則を政府はつけない、こういうところで、出過ぎた話ですよ、これは。

そこで、文部省が今日まで臨時行政調査会の答申の中で指摘を受けているところはどこですか。私の調査では三十カ所ぐらいある。それを明らかにしてもらいたい。

○政府委員(面崎清久君) 臨調における文教関係の指摘事項は大変多岐にわたること、御指摘のとおりでございます。

大きな項目で申し上げますと、まず第一点は「高等教育の規模と質の充実の在り方」という項目でございます。その中では、国立大学の学部、学科の転換とか再編成とか、あるいは特色ある大学づくり等、かなりの項目にわたつての指摘があるわけでございます。それから次に「高等教育の費用負担の在り方」の問題がございます。それから育英奨学金制度に關しましての指摘があるこ

とは先ほど先生のお話にもございました。それから次に、義務教育に關しましては、義務教育費の国庫負担制度に關しましての指摘、それから義務教育教科書無償制度に關する指摘、公立文教施設整備に關する指摘がございます。

その他の事項といたしましては、国立少年自然の家とか青年の家とか、かなり多岐にわたる指摘がございます。

以上のような、ほかには例えば内部部局の再編、合理化に關しますこととか、それから特殊法人の再編、合理化に關しますこと。かなり項目といたしましては多数にわたる指摘がございます。

なお、補助金関係につきましては学校給食、私学助成、社会教育、社会体育施設整備等に關する指摘があることは事実でございます。

○安永英雄君 例えは以上でございます。今から先ずつとこれはあなた問題になつてくるんですよ、毎年毎年。だから、明確に挙げなさいと言っているんです。何と何と何がある、そして文部省はどう対応したか、それに、それを聞いているんです。そうしなきゃ、今の大臣の答弁みたいな形じゃ、あなたこれが次々持つてきて毎年毎年臨調から言われたとおりの法律案を私ども審議しなければならぬ。もう我慢できないですよ。全部挙げなさい。

○政府委員(面崎清久君) それでは若干の時間をいただきます。

○安永英雄君 ちよつと、一番まとまつておるのが、大体第五次でまとまつておるから五次の説明してください。

○政府委員(面崎清久君) 第一点で申し上げますことは、高等教育に關しましての指摘でございます。まず、「国立大学の施設、学部・学科の新増設、定員増は、全体として抑制」せよという指摘がございます。この点につきましては、本年度におきまして、五十九年度は多年の調査、準備をやつてまいりました併設医療技術短期大学の創設を一枚

いたしましたが、学部の創設は見送るなど全体として抑制をして実施をしておるといふような状況でございます。それから次に、「学部・学科の転換、再編成」の推進に關する指摘でございます。これは、やはりその点についていろいろ検討いたしました。まして、学問の発展及び時代の変化等に対応するため必要なものとして、五十九年度におきましては十学科等につきまして転換、再編成を行うことといたしております。

それから次に、費用負担につきまして、「授業料については、教育に要する経費や私立大学との均衡等を考慮し、順次適正化」するべしという指摘につきましては、国立大学の授業料の引き上げを図りまして、年額二十一万六千円を二十五万二千円にいたしております。それから、私学助成の当面総額抑制という指摘につきましては、私立大学等経常費につきましては一二%減、私立高等学校等の経常費助成につきましては一〇%減の削減を図つております。それからさらに、育英奨学金につきましては、外部資金の導入による有利子制度の問題、返還免除制度の廃止等の問題、育英奨学金の量的拡充等の指摘があるわけでございます。

この点につきましては、このたびの改正法案において審議いただくわけでございますが、有利子制度への導入、それから返還免除制度についての廃止等の検討ということをして法案の審議をお願いしておるわけでございます。

義務教育教科書無償制度につきましては、「廃止等を含め検討」という指摘があったわけでございますが、この点については中央教育審議会が検討をお願いいたしました。やはり義務教育教科書については無償を維持する必要があるという結論をいただいております。五十九年度は引き続き無償制度を維持しておるわけでございます。

それから、公立文教施設整備費につきましては、「緊急性の高いものに限定し、事業量の大幅な削減を行う」べしという指摘がございました。事業量につきましては、必要なものは確保すると

いう形でございますが、約四百億余の削減を図つておるといふ現状でございます。

詳細につきましては申し上げましたが、なお、学校給食につきましては、施設整備の關係で補助金の削減を行うことについての若干減額をいたしております。設備費につきましては、十三億を切ろう。それから、整備費につきましては、八十六億を七十三億というふうな削減をいたしております。

それから、社会教育関係につきましての施設整備につきましては総額を削減するという指摘がございまして、この点につきましては社会教育施設は百五十四億を百三十一億というふうな削減。それから、社会体育施設につきましては百六億を八十九億というふうな削減をしておる次第でございます。

以上でございます。

○安永英雄君 まだたくさんあるようですけれども、これは時間の關係で、篤とひとつ官房長からヒアリングでお聞きしたいと思つてます。

しかし、学校教育の多様化、弾力化の推進と、こういうものが臨調から指摘をされるという筋合いのものじゃないんです。これは育英会法の問題に私は最後は触れますけれども、憲法、教育基本法にかかわる基本的なこの教育の機会均等のこれは純粹なところなんです。そういったものを利子をつけるとか、つけないとか、大体臨調から指図を受けるような内容じゃないし、文部省としては、これは基本的に触れる問題だから、こう言われれば、だめとは言えませんが、この大臣の態度ではこれは困るんです。国民の中の、これはもう何万人が何十万人かの人のことじゃないんです。高等教育のあり方、すべてこれは産・学・官の提携とか、とにかく今から審議が始まるそうだけれども、今、本会議でやりましたけれども、臨調審あたりでやる問題なんで、財政の面からとか、もちろんこの臨調にいらっしやる方が教育観持たないとは言わない。それは確固たる一つの見識を持った人が出てきているから、全く教育の問題を

離れた指摘をするということも私は思わないけれども、しかし、やはり今からでも、学校教育の多様化、弾力化というのはどういうふうにしたらいのか、またこれがいかに悪いのか、多様化が、弾力化が。こういったものを今からでも審議していこう、そして二十一世紀に向けて確固たるひとつ日本のこういつた問題についての検討をしようという。それが二、三年前からよろよろと臨調の方で、学校教育の多様化、弾力化についてこう考えろ、大学教育のあり方、こういつたものについて指摘を受けて、はい、そうかとやるような筋合いのものじゃないし、あなたは、これは、はい、そうかといつて育英会法の改正に取り組むべき筋合いのものじゃないんです。そこが私は言いたかったわけです。私はもちろん教育の聖域論といいますか、そういう私は主張をしているんじゃない。これは大臣、後でお聞きしますけれども、大臣の先ほどの答弁からいけば、恐らく大臣も教育聖域論というのはお持ちでないだろうと思うんです。私自身もこれに近いけれども、何もかも、とにかく教育についてはすべての予算とは別なものとという考え方は私は持たない。しかし、聖域論に近い私は考え方は持たない。私は経験がありますが、いつかここで申しましたけれども、戦後のいわゆる教育委員会というものができた。あの中には多分にそういった予算の面とか、あるいは、側からこう言われたというふうなことで左右されないように、全く教育的な判断、政治判断でなくて教育的判断でなきゃならない、教育の問題は。そういう趣旨から、もう覚えていらつしやるかどうか知りませんが、あのときには、もちろん、県の財源その他もありますから、合意はする、教育委員会に。しかし合意は調わない、こうなれば、あの当時、対立予算というものが出た。法律的に決まっていた。ここでは教育に関する教育委員会の考え方を腹いっぱい、張り子いっぱい詰めて、そして県議会でも知事案がいいのか、教育委員会案がいいのか、この採決を、討論もやるし、採決もやった。私はこの前

も申しましたように、教育委員会の出した案というものが次々に通っていった。あの当時は理解があった、教育の問題に。そこであわせて、知事はそれが通ったものから、予算の編成大いに困って、大抵の場合は、この予測した収入増というものの見積もりという形でそれ毎年これに對処していったという形では記憶がある。それくらいに当時としては教育問題というのは、予算とかかわるけれども、金はないけれども、何とかやっぱり頑張らなきゃならぬのだ、議員もそういうふう考えたから、教育委員会の出した予算が通ったものだ。これは無残に改正になって、その制度はなくなりましたけれども、私はその精神というのは生きていっていると思います。

だから、事、教育の問題だから、ないそでは振れぬとは言わせぬ。徹底的に全部の予算を別枠にして取ってこい、防衛予算みたいに取ってこいというふうな私は厳格には言わないけれども、それに近い考え方を私は文部大臣が持ってもらわなければならぬ。普通の関係とは違つていうふうな考えます。私は、財政あるいは予算の枠というものはあるけれども、その中で絶対に守らなきゃならぬ基本的な問題については、どんなに言われようとも、これは応じられないという厳然たる態度を文部大臣としてはとらなければならぬのじゃないか、閣僚ではあるけれども。私は、教育の問題についてはそういった諸問題、基本に属する諸問題というものが非常に多い。

そしてまた、財政が苦しくても、さらに拡大を当然していかねばならないという、教育にはそういった特殊性とあればいいものがある。それが、私は今審議しておるこの育英会法の問題ではないのか、育英会法の問題とはそういったものではないのか。先ほど話がありました、教科書無償の問題はそういったものではないか。教員の定数にしたりしてそういうものではないか。私学の振興にわたってそういうものではないか。抑制せいやつてもらわなければならない。

まだ報告書から言えない、こんなことじゃないし、ここでひとつはつきりした態度をとってもらいたい。教育の立場からいって、文部大臣の立場からいって、これだけはどうしても聞かせません。言われりやだめだとは言えない、財政上の問題もあるし、将来の財政全部を考えていくならば、そんなことはとても言えないと言わねばならない。その答弁でありましたけれども、私はそういうものじゃないかというふうに考えます。

そして基本的な教育のあり方、諸制度、諸政策、これは二十一世紀に向けて衆知を集めて確定をしていく段階なんだ。教育を改革しなきゃならぬといふことは私はもう賛成なんだ。それへ向かつて今から取り組もう、こう言っている中に、こういうところから、先ほど例を挙げましたけれども、言われたら、はい、そうですか、断り切れません。こういうことでは、とてもじゃないが臨教審などという構想はだめです。まだ文教政策として固まってもいないもの、そういうものを財政の面から、あるいは私は極端な言い方をすれば、けれども、ちややちや教育論から横やりを入れられて、それに向かつて実施していかなくやならぬという身動きならぬような私は状態ではない。

状態をつくつてはならない。

大臣は別途の判断と言われますけれども、先ほども言いましたように、別途の政治判断というふうな悠長なものではないのじゃないか。財政が苦しい、国全体としてはこれだけだ。そして受益者負担、教育と福祉は切り捨てる。こういう大枠の中でその枠を認め、そしてまた向こうから指摘されたところを直していく。その中で私は軽重、本末をつけたところで、これは重箱の隅をついておるようなものだ。その中で文部大臣がもらってきた予算、もらってきた指摘、そういうものを、これが一番だ、こゝしは育英会法を出しておこう、これは通らぬかもしらぬけれども出しておこう、この前はオリンピックのあれを出した、次々にこうやって出てくる。そんな重箱の中の、臨調なり国の財政というふうなものを取捨選

択できる大臣の範囲というのは、そんなに狭いものですか。陰ではやられて取る、陰で教育費は取ってみる、これは局長もそう言つてやっておる。これは私は当然のことだと思つても、こういつた公式の席上というところが当然じゃなからうかと思つても、あくまでも閣僚の一人として、そういうことは言えませんが、与えられた枠の中で、政治的な判断の中でやらなきゃならぬので、というふうな態度では、私は文教政策の最高責任者としての資格を疑う。あくまでも教育的な判断というもので守らなきゃならぬものは絶対に守つていく、こういう決意の表明を私は欲しい。私はそんな気がするんですよ。

この委員会に来るときに、ちよつと余談になりますけれども、かつて、私、建設委員長をしていただいたその当時の次官が参議院議員になつていらつしやいました。会いましたけれども、私は建設関係に一年間おりましたが、予算の獲得でも、委員長の私に一課長やら係長が、一緒に大蔵省に行つてください、先生と一緒に計画した大分県のあの青ノ洞門のところの上の方にダムをつくつておる、これが切り落とされております、途中になつていきます、この予算がつかなくなつたらあそこは大洪水になつて今までの工事はむだになります、今度の梅雨が来たら絶対にむだになります、これが落とされております、大臣も動きません、委員長行つてください。そして私は行つて一緒にやりました。課長や係長ですよ、涙を流しながら廊下に座り込んで予算を獲得しておる。私も本当に涙が出た。ともに泣いた。それがやつと今できました、そのダムは、おかげで。

私はどうも、文部省の悪口言うことじゃないけれども、五十人学級や四十五人学級だろと授業は行われておる。ちゃんとやっていますよ。しかし、五十人より四十人の方がいいんです。教育的な判断からするならば大きな効果がある。しかし、それにならないものだから四十五人学級、これでやつていっても授業は行われる。毎日の教育

活動は行われておる。ダムが崩れるようなことじやないんです。そういうところから迫力が無い。本気で四十人学級でなきゃならぬという教育的な判断というものはあるなら、私は先ほどの廊下に座り込んで涙流せとは言わないけれども、もう少し迫力のある対応があるはず。例は悪かったかも知れませんが、私はどうも悠長だ。言われたら、はい、と全部答えておるような気がするから、先ほど言ったように、全部言いなさいと、こう言ったわけです。

私は育英会の問題につきましても、まさにそれじやないかと思うんです。今から私は質問に入りますけれども、ここでひとつ、大臣のいわゆる教育的な判断、臨調とかかわりについての私は御意見を再度承りたいというふうに思っています。

○国務大臣(森喜朗君) 随分、時間をかけて先生の教育論をおっしゃいます、一々ごもつともなところもございまして、私なりに反論を加えたいところもございまして。全部申し上げておりましたら時間が過ぎてしまいますから、また先生におしかりをいただきますことは本意でもございませんで、今幾つか申されましたことにつきまして私の感想として申し上げておきたいと思ひます。

結論から言え、決意の表明をここでしておきたいこととございまして、先ほど申し上げたことが私の決意でございまして、厳しい情勢下でございまして、教育だけ聖域にしろうという一つの考え方もありますが、政治はやはり国民の合意というものが必要だろと思うんです。教科書の有償、無償でも国民には両論ございまして。有利子採用についてもやはり両論ございまして。どっちが多いか少ないかということとはなかなか全部を判断しにくい面がございまして、いろんな意見があると思ひます。ですから、そういう中では、教育を聖域とすべきかどうかということについては、それは相当の私は国民の合意を取りつける必要があろうと思ひますが、少なくとも教育というものは大事なものと、財政計画、財政によって左右

されるものではないという考え方は私も持つております。これは先生もそういう考えを基本にしておられるということはおわかります。

かつて私は党の文教部長をいたしておりましたときに、ちょうど土光啓申の最初が出たときでありまして、ヒルトンホテルで土光さんを中心に審議会のメンバーが自民党の各政調の部会の部長を集めた、そういう懇談の会がございまして、私が一番強く土光さんに食い下がりました。最後まで食い下がりました。言ったことは全部今でも覚えております。一つ一つ今、官房長が言ったことについて全部反論を加えました。必要がございしたら、そのときの言ったことを改めて先生に申し上げていいたいと思うのでございまして。そのために私だけ顔島さんと呼ばれました。土光さんにも工業倶楽部で、あえて私だけ呼ばれました、もう少し君とは語り合おうということである議論をいたしました。別に私は自分のスタンダードをここで申し上げているわけじやないんですが、私自身も、先生が今情熱を傾けて、時たま大きな声で私もどなられましたけれども、私もそれ以上に土光さんとやり合いました。私も日本の教育というものについては、いわゆる行政改革という形の場だけでとらえて判断をしようというところにはかなり問題が多い、私もそういう立場に立つておるということとございまして、これはぜひ先生にも理解してもらいたいと思ひます。

ただ、私は、今、国務大臣でありますから、財政も何も全部捨てて教育だけを別枠でやっていけという考え方はとれない。幾ら、教育諸制度を立派に続けていきまして、そしてその教育によって、二十一世紀に社会の中心になってくれる人たちの時代に日本の国が大きな財政の借金を抱えて、その後継者たちにこの後の始末をしろというところは、決してこれは政治家としてはとるべき態度でもない。そういう意味から言え、先ほど申し上げたように、行政の簡素化、効率化をして、躍動的な諸制度を引き出すと、新しい教育の制度もつくり上げていくということが私は大事だと思ひます。

ら、今、行政改革に協力をしつつ、その中でも苦勞をしながら教育予算の獲得に努力をしておるところでございまして。

建設省の方の、課長さんの引用をなさいましたけれども、何か文部省の局長以下何もしてないように思えて、私は、先生の激励の言葉だと思ひましたけれども、大変悲しい思いをして聞いておりました。私も、当選しましてから十五年間、文部省の予算のために一生懸命やってきた一人でありまして、文部省の次官以下、局長や課長や、あるいは一般の職員も、どんなに大蔵省と議論を闘わして、それこそ一本一本の鉛筆、下敷きに至るまで、強い教育論で財政当局と彼らは闘っておるということを私が一番よく知っております。

たまたまダムの例を先生取り上げられました。ダムの場合なら、そんなものやらなくていいと言ふ人はだれもいないです。しかし、教育のことになりますと、いろんな理論があるんです。その中でも文部省はいろんな立場を乗り越えて今日まで教育予算の充実に最大の努力をしてきたことは、私の少ない経験であります。よく承知をいたしておるわけとございまして、あえて文部省の次官以下、私の部下に対しても、私は一生懸命教育のためにやっておるということを、先生があえてここで取り上げになりましたので、議事録にも明記しておきたいと思ひて、あえて私は、別に弁解をするわけじやありませんが、文部省の職員も大変な努力をしておるということをぜひ理解をしていただきたいと、こう思うわけでございまして。

基本的には、聖域論でいくかどうかということもございまして、もう一つは、行政改革、第二臨調というものが教育の諸制度にまで手を入れるべきであるかどうかということの議論が、先生も大変このところが問題であり、また重要な関心というふうには私は先ほどからお話を伺っておて感じました。私自身もそういう感じを持っておりまして、だからこそ、私は臨時教育審議会という制度をお願いしておりますのは、こういう制度の中で、基本的に日本の教育はどうあるべきなのか、

もちろんこれからの制度も大事でしょうが、日本の教育は、国民のいわゆる多くの合意の中から、どのような制度が必要なのか。例えば公費のあり方、個人の負担のあり方等々も私は大いにひとつ御議論をいただく大事なこれは問題点ではないだろうか、こう思っているわけでございまして、そういう意味で、臨時行政改革の中で、教育のところも同じように聖域ではないという形で教育の諸制度にメスを入れられてきたという今日の時点の中で、改めて国全体で、また内閣全体で、そして国民の多くの関心をいただきながら、教育というものは一体国民の中のどのような位置にあるべきなのか、教育行政全体の中にもどのように位置すべきなのかというようなことなども私は含めて御議論をいただくということが大変大事なことになるのではないだろうか。これは私は、与野党ともに、このことについては関心を持って、少なくともこの文教委員会にいらつしやる皆さんは、教育については一番関心を深め、教育を大事にしておられる方々でありますから、私はそういう意味で、臨時教育審議会も、極めて今の時期に適切なものだろうというふうには判断をして、国会で今お願いをいたしておるわけでございまして。

申し上げたいことはたくさんございまして、先生のお気持ちは私自身もよくわかっております。ちょっと過ぎたことも申し上げたかも知れませんが、優秀なる文部省の官僚の皆さんの私はその頂に立つて今努力をしておりますということだけはどうぞ御信頼をいただきたい、あえてこう付言をさせていただく次第でございまして。

○安永英雄君 私の見えかみ合ったところもありまして、大部分はかみ合わないです。例えば、本会議で説明をこの法案についてなさったときに、無利子貸付制度を根幹として存続させるという言葉を盛んに使われております。そして、きょうの提案でもそうですが、育英事業に関する調査研究会の報告というのがあるので、こう並べてあるところは私は真意のほどはわかるし、今の大臣のおっしゃった努力もわかるわけで、何も臨調

も、財政計画、財政によって左右

から言われたから、そのままやったんじゃないんだという心意気を、あそこところに示されておるんだらうと思う。それは、臨調の方から、全部有利子にせいと言わんばかりの指摘を受けて、やっとなこで食いこめていっているんで、どうもふうな心意気は私にはわかるような気がするけれども、その威張るほどのことじゃない、根本的に認めておるわけですから。大改革なんですよ、根幹という問題は。しかし、私はそういう点はわかりません。また、官僚が幾らやっとなこで、これは限度のあるものということも私は承知しております。何もそこで涙流したり野党の委員長連れていくほどのこともないかもしれぬ。私は心意気を先ほど申し上げたので、そして、余りに文部省、どんだ大蔵の攻撃を受け、教育の基本まで揺るがせられるような状態だから、私は頑強と言ったわけですよ。

そこで、時間も本日のごときではないが、端的にお伺いしますけれども、財政が好転していくということになれば、有利子制度は、これはなくしますか。

○政府委員(宮地實一君) お話の点は、国の財政が好転したときに有利子貸与を廃止して無利子貸与にするのかという端のお尋ねかと思うわけですが、ごときけれども、基本的には育英奨学事業は、先生、十分御承知のとおりでございますが、人材の育成に資するともに教育の機会均等を確保するための私ども基本的な教育施策というぐあいに承知しておるわけでございます。したがって、御指摘にもございましたけれども、今回の制度改正におきましても、私どもとしては無利子貸与制度を育英奨学事業の根幹として存続をさせていくという考え方でございます。これに加えて、量的拡充を図るために新たに有利子貸与制度を創設したものでございます。

今後の財政の問題についてどういう状況になるかということは、にわかに私どもからも申し上げにくいわけでございますが、全体的に、私ども先ほど申しましたように、育英奨学事業というの

は基本的な教育施策であるというぐあいに理解をしておりますので、その育英奨学事業の充実ということは今後もぜひとも必要であり、私どももそのために最大限の努力をしていきたいと、かように考えております。その点では、今回の制度改正の趣旨に沿って実施をしたいと、かように考えておるわけでございます。その点、お尋ねは、端的に、好転すれば有利子貸与制度は廃止するの、かというお尋ねなんですか、私どもも、私どもとしては、御提案申し上げておりますような制度全体の充実ということで育英奨学事業の充実を図っていきたく、かように考えております。もちろん、そのことについて衆議院での御議論で附帯決議があったことも十分承知をしております。そして、それらの点については今後の検討課題というぐあいに考えているところでございます。

○安永英雄君 衆議院の附帯決議にまで触れられましたので、後で検討するというのはどういう意味ですか。これは財政が好転すれば有利子はなくしていくという方向に検討するんですか。

○政府委員(宮地實一君) 私どもとしては育英奨学事業全体の重要性ということも十分認識をいたしまして、今回の制度改正でお願いをしているわけでございます。もちろん、提案理由その他でも御説明をいたしておりますように、量的な拡充を図るために、現在の財政状況からすればこういう道しかないという考え方も基礎にはございまして、したがって、こういう今回の仕組み、無利子貸与制度と有利子貸与制度ということで貸与する仕組みを考えたわけでございます。しかし、「有利子貸与制度は、補完措置として財政が好転した場合に検討する。」という御指摘はいたされておりますので、そういう時期が来しました際にはその問題に取り組みしなければならぬと、かように考えております。

○安永英雄君 先ほどの、あなた、これ現行法で実施するか、せぬかということと同じやありませんか。検討します、検討しますと済まないんですよ、これ。大臣、そしてこの附帯決議につい

ては、よくそれを参酌してと言つてあいさつしたんですか、せぬのですか、これは。まあ、大臣、それは言わぬでいいですよ。それは大体形式的に決まっておることはわかりますから。落ちつくところは、絶対にこの二本立てのこの制度と、有利子、無利子、これはもう変えさせなければ、もう言われるんなら、検討しますと言つて、その時期、あなた今その時期が来たかと言つて、どんな時期が来たときにやるんですか、これは。ちょっとあまいなことは言わぬ方がいいですよ。

○政府委員(宮地實一君) ここにも指摘されておりますように、「財政が好転した場合に」というのを具体的にどう判断するかという問題があるかと思ひますけれども、私どもとしては、制度を今回御提案申し上げているのは、もともと基本的に今日の財政状況を踏まえた形で検討をしておりますわけでございますけれども、全体的に奨学制度として、もちろん無利子貸与制度の根幹といたしておるわけでございますが、私どもとしては量的な拡充を図るために、長期低利の有利子制度ということも量的な拡充を図る際の方法としては考えるべき手段というぐあいに考えて、今回御提案を申し上げておるわけでございます。「財政が好転した場合に」という解釈をどう解釈するかの問題があらうかと思ひますが、その時期には検討をしなければならぬ課題というぐあいに理解をしております。

○安永英雄君 別に私は揚げ足をとるわけじゃないですけれども、あなた自身決意のほどを述べ、二本立てが一番いいと思ひ込んでおると、このおっしゃって、検討しますと言つておられるのも、その時期も何かわからぬのですか。これは恐らく大臣も先ほどちょっとお触れになりましたように、当然これはあなたのところで計画してあつて、通るか通らぬかわからぬけれども、随教養というやうなところで二十一世紀に向けて、こういう問題も当然検討されるでしようというふうなことで、そういう時期ということに、私は、先ほどの大臣の答弁と総合すればそんな気もする

んですけれどもね。これは文部省の、大臣がよく言われる、そういう根本的な審議というのがあるけれども、文部省固有のこれは事務でございまして、いうことで、固有の事務でこれやっておられるのじゃないかと思ひますけれども、固有の事務で取り扱う内容ではないような気がします。

そこで、有利子が継続をするという、財政好転のときにはどんなふうになるのですか。その前にちょっと聞いておきますが、無利子というのを根幹とする、根幹とすると、こう言われておつて、私は議事録を一生懸命調べてみて、これはたしか本会議で答弁された議事録の中からとったような気がするんですが、四月十三日の衆議院の本会議の議事録の中に「根幹」というのが出てきたわけですよ。提案理由の中には出ていませんね。法律の中にも出ていませんね、これ。そうすると、現在のあなた方が考えているような今度の改正案というのが実施の段階に入ったときには、今言つたような姿になるんですか。いわゆる無利子、これが根幹だと。そして有利子というのは、これはもう芽が出たか小枝ぐらいたと、横から出た。そういう姿なんですか、根幹というのは。

これはちょっと話がそれるけれども、私の家にヤマモモがあります。立派なヤマモモがある。私は植木というのは随分趣味持っております。おやじの代からあるヤマモモの木がある。枝が五本出ているヤマモモの木。それは見事なものです。根幹の方が低くして、横から出た四本の方が大きいんですよ。見事な木です。自慢の木です。これは今おっしゃったことは二本立てになつております。根幹があつて、この根幹というのはほとんど伸びないかぬ。枝葉の方が大きくなつていくかぬ。芽ぐらいいいのですか、小枝ぐらいいいのですか、私のところのヤマモモの木のようなものですか。言つてください。

○政府委員(宮地實一君) 私ども確かに法律上の文言としてはないわけでございますけれども、具体的な内容的な面で申し上げますと、例えば五十

九年度予算における無利子貸与制度の新規採用人員が約十二万人、それに対して有利子貸与制度の新規採用人員が二万人という事柄からいいたしましても、まず量的に私どもとしては無利子貸与制度をこの育英奨学事業の事業内容としてはウエートをかけたものということはおわかりをいただけるかと思ひます。

それから補充的などいいますか、そういう感じが出ておる事柄で申し上げます、育英奨学事業は無利子貸与制度については、事業といたしましては、採用しております学校、例えば高等学校から高等専門学校、大学、短期大学、さらに専修学校についても無利子貸与制度は実施をするわけでございまして、今回有利子貸与制度をお願いをしております制度は、当面量的な拡大が特に望まれております大学、短期大学に限り適用すると申しますか、そういうふうに限定的に取り上げておるとこのところからいいたしましても、実態的にも無利子貸与制度と有利子貸与制度というものについて私ども対応しております点は、以上の二点から、お尋ねの点で大変な——私どもよくはわからないのでございますが、今申し上げましたような実態から御理解をいただきまして、育英奨学事業の中では無利子貸与制度を根幹として考へ、有利子貸与制度をいわばそれを補助ものとして今回御提案申し上げているという点は御理解をいただければと思うわけでございます。

○安永英雄君 わき枝か芽ぐらひは出たか、その一つの物差しで十二万人と二万人、十二対二ですか、真ん中の根幹が十二で横から出たのが二というんだから、ある程度想像できますわね、木の形は、二本立てでは、そして、今おっしゃったのを聞きますと、いわゆる大学、短大というところだけにしておるんで、これ、ちょっとわき枝の直径がわからぬですね、いすれにたつて数で示せばそういうものだ、こういってやつぱり依然として小枝は置いとかないか、こういって今説明ですが、これは根幹を育ていくためには、真ん中のを育てていくためには、横から出ているわき

枝というのは全部切っていくかんと発展せぬもので、すよ、これ。天まで上らないかぬのですから、二十一世紀までいくんだから、これ、あなたの方の考え方からいけば、これはもう有利子よりも無利子がいいいですわね。無利子よりも返還免除がいいいです。返還免除よりも給与がいいいですわね、これ。だれでもわかつたことで、あなた方もそうだろうと思ふんで、そうでしょう。私はそう思うんだけれども、根幹は給与に向かつて今からやらにやならんのですよ、二十一世紀まで。今みたいな財政苦しいばかりじゃつまるんで、これ。バラ色の、とにかく私どもが二十一世紀を目指しながら給与に向かつてやらな、枝が出ておると、なかなか伸びぬです、これ。そうすると、財政がよくなった、こういつたときにはあくまでも残すというんだが、残すときのその姿というのはどういう形になりますか。これはちよと大臣にお聞きしたいんですが、もちろん、大臣御異存はないでしょう。我々の望むところは、給与というところが、これはいいことに決まっていますから、そこに向かつてやらな、さうすると財政がよくなつても、あくまでも有利子制度というのは残していかなくやならぬ、財政はよくなった、この二本立てのずつと伸びていく姿というのは、有利子の方も無利子の方も、極端に言うなら十二対一のこのバランスというのをずつとよくなつても、いついこうということですか、こつちの方がよくなればやっぱり根幹の方に、こうしてこちらの方の枝葉の方を少なくしていくというんですか、そこらどうです。

○國務大臣(森喜朗君) 先生のところで持っておられます立派なヤマモモの木というのを一度また拝見をさせていただきたいんですが、木の枝、幹というの、そのいかにきやならぬ面もございまして、茂つていて立派な木になっていく形もございします。例えて先生がおっしゃいましたから申し上げたわけでございしますが、根幹というのは、大に守つていきたい。先生も今御指摘がありましたように、私も、でき得れば給与と制という奨学資金制度は本当は、先進諸国も採用いたしております、そのことがいいというところは私もよく承知をいたしております。ただ、日本は昭和十九年というあの軍事的に一番厳しいときにこの制度でできたわけでございまして、当時といたしましては大変、よくあの時代にこんなものできたんだなというところは、改めて政治家として当時の政治家の皆さんに対して本当に私は尊敬を申し上げるわけでありますが、当時といたしましては、今のこの制度をつくるのが精いっぱいであつた、こう思ひますから、このことを充実改善をしていくということが基本的な私どものスタンスでございします。将来にとりましては、そうしたことはもちろん目標として考えていかなきゃならぬこととございしますが、その枝葉になつていきまます有利子貸与制というのは果たして本当に悪いかどうかというところは、これは今度からこの制度を取り入れたいわけでございしますから、もう少し見定めていくことも大事なことではないかなという感じを持つておられます。私どもも教育に關係をいたして教育基本法あるいは憲法に教育奨学制度の中にもしつかりこれは貫いていかなきゃならぬというところは言うまでもないこととございします。しかし、昔の奨学制度というものをつくつた当時、また、それから戦後のずつとこの過程、また最近におきます何といひましても量的な拡大、高等教育に進むのはもう三五%ということになつてまいりました。そういう一つの時代背景、環境というものを考えたときの奨学制度というのはどうあるべきなんだと、これは大変私には大事なところだと、こう思ふんです。私ども、先生ももちろん一番御心配なさつておられる立場でございしますが、そういう先生方や教育の制度を考へる政治の立場からいへば、できるだけ将来の目標は有利子より無利子、無利子より返還免除、返還免除よりも給与、この理想はみんな考えておられることだと思ひますが、實際これを受けるのは学生さんでございします。その学生さんの状況が十年前、二十年前の学生さんの教育を受ける環境と今と違ふと思ふんです。そして、受ける学生さん方が、そのことが確かに無利子の方がいいに決まっておりますけれども、有利子が本当に障害になるかどうかということも、もう少し行く末見てみなきゃならぬのじゃないでしょうか。これは学生が選ぶことでありまして、だまして無利子で貸しますよと言つて、利子を後から出しなさいと言つていくわけじゃないわけで、こういう制度もございするといふ選択といふものを、受ける学生にも与えていくわけであります。その学生さんの今の教育環境、十年前、二十年前、おのずと違ふと思ふんです。それから、教育を受ける個人個人の立場も違ふと思ひます。あるいは、将来その学生さんたちが違つてくると思ひます。それから、学問の分野も違ふと思ひます。そういう意味では、それは無利子よりも有利子がよくないことはわかつてますが、本当にこのことが枝葉としてどういふのか、先生、御心配のように枝葉の方が茂つちやういふいかにきやならぬ、ある程度切つていかなきゃならぬという木もございします。そういうことをどうするかというところについては、もう少しこの制度を国会で御審議をいたして、そしてこの法案を通していただいて、その行く末は少しみんなで見えていく必要があるんじゃないか、私はこんなふうにも考えるわけでございします。

○安永英雄君 わき枝、太らせると太らせぬか今からの問題だと、残すなら残す。それは小さな枝だけ残したり切つたりするけれども、横枝は、わき枝は置いとく方がいいと、こういう考え方です、今おっしゃつたのは、それを大きくするか小さくするか、わき枝はどのぐらひの長さで切るか、それは今からだと、こう言うてますわね。どうしてわき枝残すのか。有利子は悪いことに決

まっていますよ、無利子の方がいいことは決まっておる。それを残さんならぬというのは、今のお話からいうと、そういうものを望んでおる人もおるんじやないかといううなふうな感じをちよつと受けるんです。学生諸君がしよつちゅう来ますわな。毎日毎日私どものところへ陳情に来ますよ。一人として、とにかくわき校も置いておく方がいい、私はやっぱり量の拡大ということで、と言う人は一人もおらぬですね。

もう時間がありませんから、次の問題は次の委員会です。私はいくつかの例を話聞いてください。私は日曜日に帰ると、下の方に日雇いの労働者がおるんです。この人はしゅちゅう来ますからね。この前でも、前の前の日曜日に帰ったところが、血相変えて私のところへ来ておるんですよ。手に持っておるのは共通一次の、あの新聞に載りますわな、共通一次の試験が。あれしゅちゅう握っているのと、免許法のチラシ、利子がつくというので反対しましょうというチラシを私のところに持ってきて、血相変えて来ておるんです。この人はしゅちゅう、帰ってきておると思えば、晩方もう私のところに来るんですが、もう自分の子供が五年生です、男の子が小学校の五年生です。そのことにこだわらんです。かわわっておるんです。必死になっておるんです。自分は日雇いの労働

者で働いておるけれども、息子には大学にやりた
い。もう奨学金というのは頭の中にあるんです
よ。小学校の五年生でっせ。頭いいです。これは
なかなかできない。恐らく、あのおやじが、今
からあれが大学に入っちゃうのは六、七年後でし
ようが、五年生ですから、これが急に金持ちにな
ることはない。大体、育英会の収入の基準の中に
悠々と一番で入るぐらいだろうと私は思う。成績
はいい。なかなか見込みがある。だから、もうあ
の下の方に、今苦しい生活していますがね。唯
一、子供に期待をかけて、そしてもう頭の中には
共通一次の問題と奨学金という問題があって、そ
の一家は生活設計、将来の展望までつくってお
るんです。それがどうもおかしいというんで私のと

ころに来るわけですよ。ただ、今の学生諸君が早く渡せ早く渡せと、有利子反対と。学生諸君だけじゃないですよ。私は、もしもこの有利子制をいという学生がおったり父兄がおったら、それは悠々と生活できるんですよ。生活ある程度裕福でなければできない。本当に苦しくて、下の者はそんなものじゃないですよ。利子がついたといったら、もうぱつと来て、息子の将来どうなるんだと、こう来るんです。心配するな、おれが今度の法律はつぶして見せると言うて私は帰ってきたんですよけれどもね。私はそういう心組みでまた帰ってきておるんですがね。

もう時間がありませんから私はこれぐらいでやめますけれども、ただ単に、利子で恩恵を受ける者がおるんだし、量の拡大した方がいいんだというふうなことは、本当の生活、苦しい生活をやつて、そして奨学金をもう計画の中に入れて一生懸命やつておるのはたくさんおるんですよ。それまでもが動揺しておる。どうしても利子つけてくれるなど言つておる。そういうこともやっぱり頭の中に置いておいてもらいたい。もうこれは、たくさん質問残りましたけれども、また次の機会に、あるようでありますから、終わります。

○委員長（長谷川信君） 午前の質疑はこの程度とし、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

午後一時四十三分開会
○委員長（長谷川信君） ただいまから文教委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き日本育英会法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○本岡昭次君　午前中、理事会で確認をされて私たちに配付をされました「日本育英会の奨学生に對する救済措置について」というこの文書について若干お伺いをしたいと思います。

は、在学八万二千人のうち、特別貸与相当数の四万七千人についての具体化であって、残りの三万五千人については現在なお検討中ということであります。この点について、先ほど我が党の同僚委員が残りの三万五千人はどうなっているのかという問題についての重ねての質問についても現在なお検討中ということであり、また委員長の方もそれは「可能な限り採用するものとする。」という、「可能な限り」というところに今後の検討の問題が含まれているんだということであって、安永委員の方も納得をされました。

そこで私はお伺いするんですが、別紙③のところに日程が出ておりますが、一体、今から残された日程の中でお残りの三万五千人の検討が実際問題としてできるのかどうかということでありま

す。私はできないと思うんですよ。やろうとしてできないことを、その場限りの言葉でもって検討中でありまして言って逃げていく、私はこういう答弁に今まで再々出くわしているんですが、その

たびに、いわゆる大臣答弁というふうに類すること、あるいは委員会が終われば、もうそれでよしまいだというふうな非常に委員会を軽視したそういう場に出くわします。先ほどの官地局長のお

検討中というのも、できないことを、とにかく検討しておると言うておけば済むんだというふうな気がして仕方がない。そういう意味で、私は委員会の侮辱ではないかというふうに思っているんで

すが、もし、そうでないなら、残された日数の中で、いつまでに行けるかできないかという問題も含めて検討して、そうして、どうやろうとするのかという問題をここではつきり出していただかな

○政府委員(宮地眞一君) この採学生に対する救済措置の問題につきましては、国会の御論議の通してくだされい。

程で、最初、私も予定をいたしておりました。予約の採用候補者の点についてまず取り上げて対応したわけでございますけれども、さらに全体の国会審議の中で、在学採用予定者の問題についても

さらに対応をすべしという国会の御意思を受けまして、私どもとしても全体の置かれておりますが、例えば先ほども御説明したわけでございますが、夏休みを前にしての対応としてどうするかということできりぎりの、緊急に救済を要するものについて可及的速やかに募集を始めるということで対応したわけでございます。

そうしてちよつと数字についての詰めたお尋ねもございましたので、御指摘のように四万七千人程度の者について対応するというところで考えましたが、さらに、それでは残る者をより多く救うべきであるというような論議もございました、私どもとしては、可能なぎりぎりの数字で一応五万八千人程度というところまで対応をするように現に出してあるわけでございます。

先ほど私お答えしましたのは、私どもとしては国会での御論議を踏まえて誠心誠意対応しております点について御説明をしたつもりでございまして、具体的な今後の国会の審議との関連もあるわけでございますけれども、例えば、各大学の方から、実際に採用予定枠よりも、さらに上回った数字で出てきたときにどう対応するかというようなことなども、現実問題としては起こり得る可能性はあ

るわけでございます。私どもとしてもぎりぎりの対応をすべく、その点については、国会の御議論も踏まえて誠心誠意対応しておるという点で申し上げたことでございまして、私の言葉が至りません点がございましたら、その点は先ほども安永先生からおしかりを受けたわけでございますけれども、私どもとしては、仕事の処置としては誠心誠意対応しておるつもりでございますので、その点

はひとつ御理解を賜りたい、かように考えるわけでございます。

○本岡昭次君　今の答弁を整理しますと、四万七千人についての具体化であつたけれども、なお検討して、それを五万八千人にまで広げた、誠心誠意やつた、それは結構だと思います。奨学生も喜びますし、文部省の対応として私は別に異議もありません。

ります中身でございまして、私も行政を担当する者としては、もちろん、この法律案の御審議がなかったら、この段階では、むしろ、そういう措置を講じない方が、本来、国会の御決定を待った上で対応するということが政府側にとるべき態度ではないかというところでございまして、これは、在学採用については法律の決定が出た後に、例えば廃案になりましたら廃案になった段階で現行法で措置をするというのと、それと、その態度だと私も理解をしておいたわけでございまして、しかしながら、こういう審議の過程の中で、法律案の審議が行われておるけれども、何らかの緊急に救済をする事柄について、在学採用について対応を考へるということについて国会の御示唆を受けて、行政側として対応し得る内容としては、先ほど来御説明しております事柄で対応するということがございまして、その点は、私も、国会の御意思に沿って、行政側としてできる範囲内の最大限の事柄としては、このように対応ではないかということ、先ほど来申し上げておりますような措置で既に育英会にも指示をして、そういう実務は既に動いておるわけでございまして、

○本岡昭次君 今のよくわかりました。それで、無理をさせたらどういふことしかできぬということなんです。現行法に基づいてやれとおっしゃった。しかし、いろいろ考へてみても、この法律改正というのが目の前にぶら下がっているから、こういう現行法上の中身の矛盾したことをここに持ち出して、それでこれが成立してから募集したかった、それはそれでいいです。だけれども、国会の御意思に従ってどうなるを得なかつたというんです。あなた方がこういう無理をさせたんだ、文部省に。それで、だから私は言っているんですよ。だから、これ、一体こういうことをあなた方も認めてないからいけないんですよと言っているんですよ、ああ言っているんだから。

あなた方の言ったことをやろうとしたらこういうことしかできません。しかし、こういうことというのは、今言っているように、現行法の十六条の二からいけば、明らかに学力基準というものを、違う学力基準で違うものを選ぶということが起こってしまう。だから、こういうことについて責任をとるのか。今の論議をずっとしたら、結局、こういうことをさせたところがそれでいいんだと、やむを得ないんだということを、そこをはっきりさせてなかつたら向こうかわいそうじゃないですか。委員長、どうですか。一遍、理事会ではっきりさせてください、こんなもの。

○委員長(長谷川信君) 今のお話、理事会で各党の意見を聴取した上で、いろいろまた態度を決めたいと思います。

○本岡昭次君 それで質問だけ先にせいでいいんですか。質問だけはいえと言っているんです。

いや、こんな大事なことは、結局、きょう朝から、あなた、このことと話をしたてたておるんだから、はっきりさせてくださいよ。今言ったのは、そのとおりだと言ふのか、おかしいと言ふのか、はっきりとお墨つきを文部省に与えてやらぬといかぬでしよう、こんなことをやらしておるんだから。それは衆議院の理事会がやらしたのか、こつちがやらしたのか知らぬけれども、しかし、委員長は、両方の委員長がそのことを要請したということになっておるんですよ。それで、こつちの理事会の方は、後からこれについて、きょう初めて見せてもらったということになっておるんだから。

○委員長(長谷川信君) じゃ、ちよつと休憩します。

午後二時二十一分休憩

午後二時五十七分開会

○委員長(長谷川信君) ただいまから委員会を再開いたします。

本岡君の御発言につきまして、ただいま理事会

を開きまして各党の御意見を聴取いたしましたのでありますが、結論に至りません。したがって、後刻、理事会を開きまして理事会の結論が得られるようにこれから進めさせていただきますと思ひますので、ただいまの御了解をいただきたいと思います。と、本岡君の質疑は保留をして次回に回していただきます。と、あります。

○高木健太郎君 この育英会法というのが昭和十八年に創設されたということですが、戦争中にこういうことが持ち上がったとき、この育英会というものをやろうとしたそのときの趣旨というものはどういふものであつたのでしょうか。これをまず最初お伺いしておきたいんですが。

あのころは学生は随分大勢戦線に徴発されたわけでございます。物資も非常に窮乏になつてきたときでございまして、物資も非常に窮乏になつてきたときでございまして、そういう中で特に政府がこういう育英会法というものを創設されたという、そういう御意思はどういふところにあつたのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(宮地實一君) 御指摘のとおり昭和十八年にこの日本育英会が大日本育英会として発足をいたしました。当時、御案内のとおり戦時体制下でございまして、経済的事情から進学の困難な者が増大をして教育界初め関係者の間にこの育英奨学制度創設の要望が大変強まったといううようなことがございまして、そのいわば直接的な原動力としたしましては、教育の振興が国の一大事であるといううような考え方が基本的にございまして、教育問題に取り組んでおりました国民教育振興議員連盟の提案が出されたという形があるわけでございます。

最初、財団法人大日本育英会として、国家的規模の学資貸与事業を開始するということになり、さらに昭和十九年、大日本育英会法に基づきまして特殊法人大日本育英会として設立をされたわけでございます。戦後、憲法二十六条に基づき

「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」が規定をされ、これを受けて教育基本法第三条が定められておるわけでございまして、それらを踏まえまして、全体的には非常に学校教育全体の普及拡充ということが見られたわけでございまして。

当初は、少数の学生生徒を対象とするという形であつたかと思ひますが、時代の進展とともに、その点は拡充をされて、今日に至つておるわけでございまして。その点では、発足以来の今日までの拡充の中において、順次、そういう教育の機会均等の精神を生かすということで、その理念は生かされてきておるものというふうに私も理解をしております。

○高木健太郎君 教育の機会均等といううな言葉は、恐らく戦後の憲法ができてからでないかと思ひます。その前の十八年あるいは戦時中のときは、そういうことよりも経済的理由ということが主であつたでしよう。国家社会に有用な人材を育成するということが重要であつたと私は思ふわけです。

その育英会の奨学生は徴兵ということはどうなつておつたでしようか。学徒でとられた者がだんだんこのころからふえてきたと思ふんですが、もつた人たちは、徴兵は免除されたでしようか、どうなつたでしようか。

○政府委員(宮地實一君) 設立当時のお尋ねで、育英会の奨学生は徴兵を免除されたのかというお尋ねかと承つたんでございまして、そういう事柄はなかつたというぐあいにも承知をしております。

○高木健太郎君 しかし、とにかく、ほとんどすべての人、学生も、国民全体が戦争に行つたというときに、こういう財団が設けられて、国家百年の計のもとに、立派な人材を養つていこうという、教育に非常にそのときに一生懸命になつたといううことだけは私は理解できると思ふんです。その精神は現在も私は変わらなかつたと思ふわけです。

そういうことで見ますと、育英会の報告によると、奨学金を受けた者がこれまで三百二十六

万、総貸与額が七千四百十九億というふうに非常に多額の金を使つて多くの人材を養つてきたといふことは、私、認めるものでございます。

ところが、大蔵省の意見としては、だんだん財政負担が大きくなっていく、一般会計からの持ち出しが次第にふえていくといふ、五十九年度には千八百八十億四角である。そのうち政府の貸付金が八百二十二億といふことになっておりまして、多額の政府資金がそこに投入されているといふことでございます。そういうことから、しかも、割りと、この奨学金の返済金が十分でないといふことから、これはますます政府の投入がふえていくのじゃないか。しかも、貸与免除額が昨年度末で三八兆あるといふようなことで、どうしても政府のそれに対する投入がふえていくんじゃないかといふことですね。こういう意味から大蔵省としては、特別貸与、いわゆる月額が多いし、それから一般貸与並みの返済しにくいともよろしいとか、あるいは返済免除で一定期間の学校教育職その他についても、これは返済を免除する、こういうことをまず切つていきたい。そして、いわゆる量的にふやすといふようなことを大蔵省は考へていかれたのではないかといふように思ふわけなんです。実際、また、第二臨調の方の言ひ方としては、これはもうそういう返済は全部利子をつけろ、それから免除はやめてしまふといふようなことがございましたが、しかし、調査研究会の方では、返済免除といふことは、これは残しておこう、しかし一部有利子制にしよう、こういう二本立てで量的拡大を図ろうといふようなことであったらうと思ふんです。

文部省は、その第二臨調の方の言ひ分はとらないうで、そして返済免除の方はそのまま残された——そのままだとか知りませんが、そういう制度は残されたといふことなんです。有利子制についても、多分、先ほども文部大臣おっしゃいましたけれども、教育のことを考えれば、何とかもつと有利に学生を奨学させてやりたいというお気持ちにはあつたでしょうから、何とか抵抗はされた

んじゃないかなと、こう思ふんですけれども、我々普通の者が考えますのは、この大蔵省の意思がだんだん段階的に有利子化を進めていくといふふうに、最初の間はそう言つておりました。だから、我々の不安としては、だんだん有利子化をこれで拡大していくんじゃないかという心配がどうしても残るわけでございます。しかも、大蔵省や第二臨調の考え方は、財政窮乏という側面からだけしか見ていないように我々は感じを受けるわけでございますが、将来、文部省はどのようにこれに對して對抗していくか、この決意が、私非常に大事だと。それは昭和十八年の戦時中にもかかわらず、その財政圧迫、苦しかったときにもかかわらず、こういう制度をつくり出されたそのときの議員の先生方の御意思をぜひ貫いていただきたいまして、大蔵省の財政の方からの圧迫といううなものに對してはぜひ抵抗していただきたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(宮地貴一君) 御指摘のように、臨調でいろいろ議論をされた事柄はあるわけでございまして、その後、私もとしましては、御案内のとおり、調査会を設けまして、教育施策としてどうあるべきかという考え方のもとに検討をいただいたわけでございまして、そして結論的に申し上げますと、

育英奨學事業は教育の機会均等を確保するための基本的な教育施策であり、国の施策として育英奨學事業を実施しなければならぬものである以上、先進諸外国の公的育英奨學事業が給与制を基本としていることにも留意し、現行の日本育英会の無利子貸与事業を国による育英奨學事業の根幹として存続させる必要がある。という結論をいたしまして、その趣旨に沿ひまして、今回の法律改正でも、この調査会をいたしまして御議論を踏まえて、私もとしまして制度改正をお願いしている点でございまして、私どもとしては、先ほども申しましたような無利子貸与制度を国が行う育英奨學事業の根幹として存続

をさせていくということについてはいささかも考へ方を要する気持ちは持つておりません。

○高木健太郎君 御存じのとおり、欧米の主要国、先進国では今局長がお話になりましたように、年間の予算額としましては、アメリカは一兆四千九百億、これは五十四年度でございまして、イギリスが千四百八十億、西ドイツは四千五百億、これに對して日本は九百七十億。イギリスの千四百八十億といふのは四十九年度で、日本の九百七十億といふのは五十七年度でございまして、このように総額におきましても日本をはるかに上回つていくというわけです。御存じのとおりでございまして、また、国公立だけで見ても、一人当たりの最高の支給額といふのは、先進各国の平均ですけれども、三十五万円から八十九万円、五十七年度。日本は三十一万円である。また、受給者の割合もアメリカは六割、イギリスが九割、西ドイツが四割、日本が一割であるといふことです。西ドイツ、イギリスは御存じのように大蔵財政的に窮乏しているのではないかと私は思ひますし、そうであるところ思ふわけです。それでもなおこれを続けているといふことは私は学ばべきところではないか。あるいはまた、これは後でもお聞きしますけれども、何か別の考え方ですね。というのは、日本の社会と欧米先進国の社会とは必ずしも同じではありませんから、また学生の変化も同じではないから、だからこういうふうなのがあるのか、という理由をお持ちだのうと思ふんです。そういう意味では、ただこの数字だけで、私は日本はおかしいと、こういうつもりはございせんけれども、一般に受け取れば、同じように日本は今現在GNP第二位であつて、世界の豊かな国であるといふ日本で、どうしてそれができないのだらうかといふのが一般の人たちの疑問ではないかと、こう思ふんです。そういう意味では、いろいろ調査研究会とか、臨調の方ではこれは行政改革の上からだけ見ますから、これは無理でございまいしょうが、調査研究会あたりではかなりの議論がされていふと思ひますが、今の

私の質問に答えるような討議が行われたとしたらば、それをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。○政府委員(宮地貴一君) 調査研究会におきまして、外国の事情も調査をして、それらの点については十分幅広く議論をしていただいたわけでございまして、先生御指摘のように、例えばアメリカ、イギリス、西ドイツ等の諸外国においての公的育英奨學事業といふのは給付制度が主体でございまして、そして、一部これを補完するものとして貸与制が実施をされておられ、御指摘のように事業規模も相当大きいわけでございまして、しかしながら、先生のお話にもございまして、やはりそれぞれ教育制度といふものは国によつて、国情なりあるいはその他社会全体の置かれております状況、歴史的なもの、いろいろな要素がございまして、それぞれその国にふさわしい高等教育の制度といふものが置かれていくわけでございまして、さらに、育英奨學事業の経費の点だけで申し上げますと、確かに日本の場合には、まだ非常に量的にも十分ではないといふ点は私も十分認識をしておりますけれども、片や国際的な比較で見ると、例えば粗税負担率がどうなつていふかといふような事柄も背景にはあり得るわけでござい

ます。そういう事柄も十分考慮をいたしまして、調査会で御議論をいただきました結論としては、先ほど申し上げましたような現行の無利子貸与事業を育英奨學事業全体の根幹として存続をさせ、その改善を行うとともに、全体的な量的な拡充を図ろうとする場合には、やはり一般会計からの政府貸付金を資金とするだけでは限度があるので、資金の調達方法を一般会計以外からも考える必要がある。国が実施する事業であること、あるいは長期安定的な資金の確保が確実であること、また比較的低利であることが望ましいといふ、いろいろな事柄を考へましての資金として財政投融资資金の活用についても検討すべきであるといふのが調査会で御議論をいただきました結論でございまして、それを受けまして、今回、低利の有利子貸与制度

を創設することによって御提案を申し上げているわけでございます。

○高木健太郎君 十分な討論とは私思いません。もう少し突っ込んだお話がいろいろあったんだろうと思うわけですが、あらかじめこういうことを申し出ておきませんでしたので御説明が得られなかったと思います。

もう一つの場合は、今、欧米との比較でございましたが、量的に拡大したというけれども、実際は無利子、いわゆる第一種ですか、第一種の方は予算が少し縮まっているわけですね。そして有利子の方が広がっていて、無利子の方へ食い込むような形で実際の量的の拡大が図られている。そして

て特別貸与もなくなったというようなことは、ちよつと見るとどうしても——ちよつと見ないでもいいのかもしれませんが、どうも一般に受け取られる形は何だか量的というようなものを表面に出して、しかも有利子制というのを導入し、その有利子制がだんだん拡大していく。これは大蔵省に

押し切られていくのではないか。そうすると、経済というものからだんだん教育が圧迫を受けてくるんじゃないか。それで最初に申し上げたように、戦時中でもやったじゃないか。また、欧米には必ずしも経済的に豊かでもない、あるいは租税負担率も私は多いと思うんですね、日本より。ある

いは医療費でもみんな多いわけだけれども、そういう苦しい中でも、とにかく教育というものをひとつ育てていこうとしている。そういうところに、何かに非常に経済的だけで見られている——だけでももちろんないでしょうが、経済が非常に重点的にそこに教育の方におかふさってきいて

るということを心配している向きが多いのではないかと。何かこれについては御議論はございますか、お考えがございましたら。なければ、また後でお聞きをいたしますが、私の考えはそうでございますので、ひとつそういう意味をお考えいただいていると思います。

先ほど、大臣も私は大いに頑張ったと、こうおっしゃったから非常に私心強く感じているわけ

ですが、教育の効果というのは三十年とか五十年後でなければわからない、そういうこともあるので、この際、やはり教育というものを心樞に据えた政治というものを考えていただきたい。経済も大事でないとは言いませんけれども、とにかく教育がだめになったときには、その国は滅びるということを昔から言いますので、ぜひとも、ここでもう一度森文部大臣に頑張っていただいて、今後こういうことが起こらないように、また一年や二年で大臣をおやめにならないで、長くお続けいただいて、ひとつ教育の基本をお立ていただきたいように、こういうふうに強く要望するものでございます。

さて、次にお尋ねしますのは、現在、奨学金の受給者の数でございますけれども、これ数といつても、学生の数も変わりますので、絶対数はここでも申し上げても仕方がないと思います。それで見ますと、国立大学の方が、私立大学も大体その傾向がございますけれども、一九七〇年から一九八

二年まで見ていきますと、全学生に対する受給者の比率がだんだん下がっていつていっているわけです。それから絶対数も下がっております。これはどういうわけでこんなに下がっていったんだろとかということですね。これに対して何か分析をされたことがおありでしょうかということですね。

私はいろんなこれ原因が考えられるわけですが、一言で言えば、奨学金に余り魅力がなくなつたんじゃないかという気がするわけです。その魅力のなくなった原因とすれば、すぐ考えられるのは返還がだんだん重荷になつてきたんじゃないか。これとちょうど逆比例するように、後で申

ふえていつているということですね。これは奨学金をもらえるほどの成績が得られなくなったのか、みんな非常に成績が悪くなったのか、もう一つはまた非常に家庭が裕福になって、奨学金なんかもらってもしょうがないと思うようになったのかからってもしようがないと思うようになったのか

か、いろいろの原因があると思うんですけど、もしも返還というものが原因で減ってきたと

しますと、有利子というものがここにかぶつてくると、余計奨学金というものの利用が減ってくるんじゃないか、せつかくの親心がそこでだんだん薄くなつていくんじゃないか、そういうことを心配しておるわけです。例えば育英という名前とか、前にも本会議でもちよつと申し上げましたけれども、育英奨学金というふうに言われているわけでも、育英貸与金で、英語ではローンと書いてありますけれども、いわゆるローンというのと、我々の耳に非常に嫌な感じがします。しかし、英語ではローンと言っているわけです。その奨学金という名がだんだん枯れていくような、細つていくような気がするわけでございます。それで、ま

た借りる学生の方も、だんだんこのごろはドライになっていきますから、これは一種のローンだと、こういうふうに考えていくんじゃないか。そうなりますと、設立当初の精神がだんだん薄れていつているんじゃないかなという心配をしておるわけですが、いかがお考えでございましょうか。それ

たいと思います。

○政府委員(宮地寅一君) 最初に先生御指摘のございました純貸与人員といいますが、貸与率が順次下がっているという点はどうかというお尋ねかと思いますが、私は、基本的には、その点

は、大学進学者の数が、全体のふえ方が、例えば昭和三十年当時をとってみますと、学生の総数が約五十八万、大学でございますが、五十八万に對しまして五十七年は二百八万ということで、ほぼ四倍近いふえ方になっております。片や貸与人員の方で申し上げますと、昭和三十年当時十四万二

千でございましたものが、五十七年で、これは大学の場合でございますけれども二十四万四千ぐらゐりといふことで、貸与者の人員はもちろんふやしてきておるわけでございますけれども、やはり大進学者が、この二十年余りをとりまして、非常にふえてきたということがございまして、した

がつて、貸与率から申しますと、その当時に比べれば貸与率が落ちてきておるといふことが言える

かと思ひます。

最近の五十五年から五十七年度程度までの推移で申し上げますと、貸与の実績でございますけれども、国公立大学で二四・五％、二三・八％、二三・三％、やや低下の傾向が見られますが、私立大学につきましては七・八％、八・三％、八・八％と、若干でございしますが上昇しております。したがって、幾つか先生御指摘がございまして、教が減ったのは、例えば奨学金としての魅力が少なくなったのか、あるいは家庭の所得水準その他との関連から落ちたのか、さらには奨学金そのものとしての魅力がなくなつたからではないかというふうな御指摘がございましたが、私ども、現在の

奨学金の額が必ずしも十分ではないと考えており、またすけれども、しかし、現実希望する学生は相当多数に上っておりまして、大体、希望者に対してまず採用率から見れば七割程度という状況からすれば、なおこの奨学金を希望する者が実際の予算積算よりも多いということは現実でございます。

ございますけれども、これらの点は、さらに私どもとしても人員の増加、その他の改善措置というものは、今後の施策の上で十分生かしていかなければならない事柄というぐあいと考えております。

○高木太郎君 私のと少し違いますけれどもおっしゃる様に国立大学では減っているわけなんですが受給率が。私立大学ではまあまあそろっているか少しふえているところなんです。これは私が十分調べたわけではないので何とも言えませんが、学校に行くのは国公立の方がかえつ

て楽なんじゃないか」ということがこのころ言われている。それは授業料も安いですし、それから各県にかなりの国立大学ができておりますので、地元から通うと言えばそれだけ通学費が安くなる。ところが私立大学というのは東京の方に偏っております、そこへ行くと通学費が高くなる、あるりまして、

いは生活費も高くなる。そういうことから、少しでもとにかく奨学金をもらいたいという気持ちで

ふえてくるんじゃないか、授業料ももちろん私学の方が——大分差は少なくなりましたけれども、私学の方が高い。こういうことから、私学の方では、今おっしゃったように平均七割ぐらい、あるいは私の調べたのでは六割ぐらいしかもらえないというので、もっとたくさんくれというところがございますが、国立なんかで、特に医学部なんかでいいますと、もうほとんど満杯でして、一〇〇%も入っているというわけです。だから、これは医学部に進む人、それから国立大学へ進めた人、そういう者はかなり裕福といえおかしいですけれども、子供のときに塾に行ったり予備校へ行ったりする金もあるという、そういう家庭の子供が割合と国立大学に行っておって、私立大学に行った人はそれができなかった人が多かったんじゃないか、そういうこともひとつぜひお考えいただきたい、これはもうわきというか、完全には調べられないわけです。なかなかつかみにくい数字でございますけれども、そういうこともお調べになって、これは単に、いやそう減っておりませんと、受給率は減っておりませんと、国立も私立も同じぐらいですというふうにはばつと平均的に考えないで、ぜひ、もう少しきめ細かな調査をしていただきまして、実態はどうなっているかをしっかりとつかんでいただきたい、こういうふうにご考えております。

それで、そのうち教育費の内容でございますけれども、授業料、それから通学費なんかは、その内容の五八・八%、約六〇%を占めています。ところが塾とか家庭教師が二八%、それからおけいこのが約三〇%を占めているというわけです。これはもちろん学校の水準で違っておりましても、我々の近辺の知り合いの子供さんを聞いてみますと、もう塾や、そういう家庭教師を雇ってみたいというのはいくつもない。東京なんかでは、非常に多いんじゃないか。それから、また、東京では、あるいは大都会では、その授業料が非常に高いと。一人一万円ぐらい取るところもざらにあるというのを聞いております。こういうことで、しかも、その傾向が、こういう補助学習費というものがあるんだんふえていくという傾向にあるわけなんです。予備校やあるいは塾や家庭教師がだんだんふえていくと。子供さんをそこにやっていくということは何も私はいけないと言わなければならないわけなんです。学校だけで十分じゃないか、そういう補助学習というふうなことは要らないんじゃないかというふうにお考えかもしれませんが、現実には補助学習というのが次第にふえておって、それが家庭の経済を非常に圧迫しているという事です。実際に進学を控えた中学生のうち四人に三人はもう進学塾に行っているんです。また、小学校や高校はそれより少ないですけれども、三分の一が塾があるいは家庭教師を雇っているという状況で、この塾、進学塾あるいは予備校というふうなものは、もう立派に教育の中に入り込んでいますね。それ抜きではもう現在の日本の教育は考えられない。ということになりますと、家庭の生活費に及ぼす影響は非常に大きなものであらうと、こう思うわけでございます。そういう意味では、これに対してどのような対応していったらいいだろうかということでございます。

それじゃ、母親側から見た希望を聞きますという、後で文部省側の御意向をお聞きいたしますが、今のようないくつかの状態に対して文部省としてはどのような対応をされようとしているのかというところをお聞きしたいと思っております。母親の希望としては、塾や予備校の必要のないようなそういう教育制度、あるいは学校教育制度が望ましいと、こういう人たちが七〇%ぐらいおります。それから、これは学歴偏重のためであるからして、それを解消してくれというのが二〇%以上もおります。それから、教育費は、これは税金控除の対象にしてもらえないかと。明らかにこれは教育費であるからして、しかも義務教育のような場合には、これを税金控除の対象にしてもいいんじゃないかというようにおっしゃっているわけでございます。なかなかいりんな、まだほかにも議論はあると思えますけれども、文部省としては、こういう実情といふことを、に対してどのようにお考えであるかというところをお聞きしたいんです。これは、やはり奨学金ともまた関係のあることであると思っております。○国務大臣(森喜朗君) 高木先生の御意見を交えてのお尋ねでございますが、私として総論的な感想というところで申し上げさせていただきますと、必要がございましたら、数字や、文部省として、どうとらえているかということとを事務局から説明をさせていただきます。

今、御指摘がございました家庭教育費というのは、確かにここ数年、若干伸びておるといふことは事実でございますが、その家庭が出す教育にかかるといふものは、一体、どこかところが本当の教育へのいわゆる教育費なのか、あるいは教育を補充する——先生は補充というふうにはちよとおっしゃいましたが、補充する費用に充てることとなるのか。この判断は、それぞれの家庭のお父さん、お母さんの判断によるものであらうというふうにお考えますので、そういう面から見ますと、私も、負担の軽いか重いかという軽重を一概に言うというのは非常に困難なことだと思

うんです。端的に申し上げたら、そこまでしなくてもいいというものもあるかもしれませんが、しかし、やはりそれは親の愛情という立場でしょう。あるいは子供に対する期待感もあるかもしれないが、いろいろな角度から子供に対する教育のお手伝いをする。あるいはこれをバックアップするといひましようか、そういうことに対する経費というのは、純粋に言って教育費というふうに一般的に言ってしまうかどうか、これはそれぞれ家庭の判断というのが非常に重いというの、そういうふうには私は意味を申し上げたわけでございます。

学習塾に通うということも、具体的に今、先生から御指摘ございましたが、これにつきまます背景をいたしましては、これも前からの委員会でもたびたび申し上げていることでお耳ざわりかもしれませんが、学歴偏重の社会的風潮、あるいは学校におきます教育、指導のあり方に対するいろいろな問題がある。あるいは入学試験のあり方の問題、それから子供の養育に対する、先ほども申し上げましたように親の関心のあり方、こういうことが学習塾に通うという、そういう実際の背景ではないだろうかというふうな文部省としては解釈いたしておるわけでありまして、したがって、文部省としては、児童生徒が学習塾に通うことを必要としない状況をつくるということが、これは一番大事なことであらうというふうにご考えております。そのためには、学習指導や進路指導の充実、あるいは教員の資質向上、あるいは社会の学歴に対する偏重の誤りを正していく、こういうことを総合的に考えていかなければならぬことだろうというふうにご考えておられるわけでございます。

○高木健太郎君 これはなかなかいろんな御意見があると思っておりますので私の説を押しつけるというわけにもいきませんけれども、普通、一般のお母さん方は、やはり自分の子供を立派にしたいと思えますと、塾に通わなきゃだめだという信念なんです。もう、半分信念になっていまして、隣のお子さんが行っていれば、うちもやっぱり出さな

きやいかぬと、だんだんおくれるよと、それでなければいい高校には入れないよと。こういうことがだんだん、口コミか何か知りませんが、一つの信仰か信念になっている。そう思わせるのは悪いかもしれないが、現実的にやっぱ塾に入っている方がいい学校へ行けると、こういうことになって教育費がかかる。それから、そこまで家庭の事情でやれないという家は、それじゃどうしているかということになりますと、お母さんが大体パートに出ちゃうんですね。それは、母親が外へ出て働くことに意義を感じている母親もおりますけれども、実際に家庭が苦しくて、子供の教育費なり養育費を稼ぐためにパートに出ている母親も私はかなりおるのではないかと、こういう調べ方は非常に難しいですけれども、私はそうではないかというふうに思うわけです。

この家庭の収入の中には、父親の収入のほかにも、こういう母親のパートのものも入っております。これが子供一人ぐらいのときは父親だけで済むが、二人、中学と高等学校にやってくるようになると、それはとても父親だけの給与では足りない。こういうことになってきて、母親がパートに出る。そこからまたいろんな社会問題が起ってくるんじゃないかと。そして、子供を持って苦勞している家庭を見ますという、うちはもう一人にしておこうというふうなことになるように、この間、本会議でも申し上げましたように、いわゆる、これから家庭の一人っ子がだんだんふえてくるんじゃないか。これは子供の教育にとってもよくないんじゃないか。

簡略に申しますと、結局、授業料は義務教育で教科書も無償ですから、もうほとんど非常に安く済みますけれども、それ以外のいわゆる教育費というものの、補習教育費といいますが、そういうものが大きくなってきたために、こういうことをやらなければならぬという、そういう状況にあると、こう思ふんです。結局、母親が今度パートへ出ますと、そうすると、家庭というものがだんだんぐあいが悪くなる。家庭がしかも経済

的に乱されるということになる。極端に言うと、そういうところの子供に非行が出てくるというようなことも起こるのではないだろうか。もっと極端に申し上げますと、中学、高校のときの家庭の経済状況というものが、高等教育を受ける機会均等というものに響いていくのではないかと、ことさへ思われるわけでございますので、私のような考え、心配性のものでもございしますから、そういうふうな考えますけれども、そう簡単ではない。やはり塾というものの、家庭というものの、学歴社会というものを考えると、そういうことも十分考えておかねばという、本当の教育にならないことでは、これはおさまらない問題なんじゃないか、こういうふうな私の感想を申し上げておきます。

次は、今度は大学へ移ってからでございますけれども、大学に移って大学の学生に家庭が全部金を送るといふことができないという場合には、これまでやってこられた育英会の貸与金あるいは本人のアルバイトというものがここに出てくるわけでして、家庭から全部をこれを送るわけにはいかない。恐らく三分の一が家庭から送ってくる、三分の一がアルバイト、三分の一が奨学金というふうなことになるのかもしれない。大体、統計はそうになっているようでございます。そのほかに大学に通う本人としてはいろいろ努力しているわけでございまして、それはできるだけ自宅通学のできるような大学に入る。だから、これが原因かどうか知りませんが、最近、国立大学にせつかく入っておりながら、私立大学へ入るといふ人があるわけですね。それも一種の自宅通学というふうなことがあるいはあるかもしれないという気がしているわけです。だから、有名な例え国立大学へ入ったと。しかし、それは遠い。だから、とてもそれはやれないから、おまえ近くでもいいからこの学校へ入りなさいというふうなことがあるのじゃないか。これも私何か理解できないんです。なぜ立派な国立大学

に入っておりながら、授業料も少ないのに、どういうわけで私立大学の方を選ばれたか。それは私立大学の方が将来の就職とかそういうことがいいのかもしれないが、これもぜひひとつ分析しておく必要があろうかと思ひますが、少なくとも本人としては、このごろの傾向としては、自宅外から通うよりも自宅から通うという学生がふえておるといふことでございします。

それからもう一つは、アルバイトの増収に努めるといふことなんです。これは学生の一般の傾向であらうかと思ひますが、アルバイトに消費する時間を調べますという、大学生ですけれども、学校の授業には、これは四十七年でございします、四十七年に学校の授業で費やす時間が、誤っておるかもしれませんが、三時間五十二分、これは「I・D・E」という本に出ておりましたので間違いないと思ふんですが、それが五十六年には三時間九分、四十分ぐらい短くなっているわけですね。それから、テレビを見ている時間が四十七年には一時間、ところが五十六年には一時間二十八分。これは何を見ているか、野球を見ているか何かかわかりませんが、とにかく、そういうふうなテレビを見ている時間がふえる。それから、アルバイトあるいは課外活動、これはクラブ活動も入っておりますが、それが四十七年にはどうかという、六時間二十九分、そして五十六年には七時間二十九分というふうな、一時間以上もふえている。それで、それと反対に正課の方が減っている。こういうふうなアルバイトに費やす時間が非常にふえているわけなんです。そういうことで、アルバイトによって得る金、すなわち一時間当たりの金もふえておりますし、それからアルバイトの労働の時間もふえております。だから、ここ五年ぐらいの間に二倍ぐらいの収入を上げているのじゃないかなと、これはまた学校によって違いまして、科によっても違うわけですが、そのようにアルバイトというものが、かなり学生の教育の中の生活費の中に大きな部分を占めている。これが恐らく奨学金ととんとん、三分の一ずつぐらい、

あるいは最近ではアルバイトの方がだんだん大きくなっていくことになると思ふんです。

このアルバイトの理由をどういうふうな考えたらいいだろうかとか私なりに考えてみました。それは、一つは大学というものがあつた程度魅力が失つたんじゃないかということですね。これは極めて憂うつな話でございしますけれども、魅力がない。それはレジャーランドというふうなことで表現されております。レジャーランドとしては魅力があるんだらうと思ふんですね。だから、授業には三時間ぐらいしか出ないということになるわけですね。また、これはお読みになりましたか、タイムスから出しました「裸にした日本」という本がございします。皮肉なことだが、それはどのストレスとがりを勉を終えた後は、少なくとも理工系以外の学部では四年間の長い休暇に入っていると書いていい。こういうふうな書いてあるんですね。「企業

の側では、学生の出身大学を採用の眼目とし、在学中の成績はほとんど問題にしない。卒業して就職したとき、日本人は再び真剣に勉強を始める。日本では、技術者の本場の訓練は会社に入ってからで始まる」。これは何とタイムスがそれを書いたのではなくて、日本科学技術連盟の野口順路という理事の方がおっしゃったのをタイムスがそれを引いているということなんです。これはよく言われることでございまして、私はそれを本会議のときには、こう申しました。我々は旧制の高校出ましたけれども、旧制の高校というのは何となくのんきであつたように思ひます。大臣は戦後でいらつしやいますから、おわかりにならぬかもしれませんが、何か勉強しような、しないような、勉強もしたようですが、随分遊びました。そういう意味で、いまだに寮歌祭というものが開かれました、友だちとのつながりが強い。そして非常に人生を謳歌するといふような感じがあるわけなんです。私はその昔の高等学校が半分大学へ移つたんじゃないかなという気がしているわけです。どこかでそういうものがやっぱ必要なんじゃない

す。高等学校の成績が大体決定的な因子になっているわけですね、三・二であるとか、三・五であるとか。これ浪人した人はどうなるんだろうかなと、あというふうに思うんです、一つは。それから、おくての人があるわけですね。（笑声）いや、おくてというのは実際あるんです。ばかみたいな顔していたのが、エジソンみたいにだんだん上へ行くほどよくなってくるといふ人があるわけです。それから、一芸に秀でてばかみたいのがいるわけですね。しかし、一芸に秀ずるとか、おくての人とか、浪人といふのを高等学校の方ですばと切っちゃって、それから先は幾ら努力しようと、何しようとか、どうしようもならないと、こういう、私、選考基準はちよつとおかしいのじやないかと、いうような気がするのです。この点をつまずきお聞きしたいと思ひます。どういふようになっていくのかですね。まさかそれだけじゃないと思ひますけれども、どういふようにお考えになつていられるのかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(宮地實一君) 今回は無利子貸と制度と有利子貸と制度という仕組みに、大きく言つてそういう二種類で貸与をするという考え方であつて、その中で、無利子貸と有利子貸とを考へてゐるわけでございます。

御指摘の点は、第一点は、きめ細かい配慮が必要ではないかということで、例えば、非常に所得の低い方などに対して、あるいは給費というようなことも考えるということも、きめ細かい配慮の一つではないかという御指摘でございます。

今回の改正では、一つは貸与月額につきましては、御案内のとおり、一般貸与、特別貸与を吸収する形で、全体に額の引き上げを行い、さらに貸与月額も引き上げたわけでございます。そして、全体的な額の引き上げには限度がございますので、一つには医歯系、薬学系の学生を対象にする有利子貸与制度については増額貸与月額を出すというような仕組みも一つは考えた点が一点ございます。

それから、特に経済的援助を必要とする者に対しては、一部でございますけれども、無利子

貸与と有利子貸与の両者を併用するというような仕組みも一応考えまして、貸与月額の増額を図るというようなことは考えているわけでございます。御指摘のように、非常に学業成績がすぐれた学生に特別に高額の奨学金を貸与するとか、あるいは家庭の負担能力に応じた貸与月額というぐあいにはきめ細かい配慮をするということは、確かに御指摘のように大事なことの一つだと思えます。

ただただいまのところ非常に限られた資金で多くの学生に貸与をするというようなことで御提案申し上げている点は、確かに先生おっしゃっているように、学力基準と所得基準で貸与をしているわけでございますが、御指摘のようなことは、将来の育英奨学事業の改善に当たって、きめ細かく配慮をしているかなきやならぬという点については、私どもも今後の研究課題というぐあいには考えているわけでございます。もちろん、調査会での議論の際にも給費の問題も議論が催かに出まし

て、例えば特に大学院の研究者養成というよう

観点からでは、そういう点も必要ではないかというような議論もいろいろ出たことは事実でございますけれども、現時点での貸与は御提案申し上げている範囲にとどまっておるといふことでございます。

それから第二点は、選考基準のところに、
て、一つは浪人の場合かどうかというお尋ねでござ
います。これは高等学校時代の成績を基本に
考へておるわけでございます。もちろん、大学に
入りまして、大学二年生、三年生になってから毎

學金を希望するというような場合には、大学二年生であれば大学の一年生の成績が基本になるわけでございますが、上位三分の一であれば無利子貸与、二分の一以内であれば有利子貸与というふうなことで、大学に入りまして二年生の際に育英奨

○高木健太郎君 大学へ入ってからの成績ということで、非常にこれは範囲が狭いんでしょう。

ね、ポストがあかないともらえないんだから。だから、もしも、そういうことがあるならば、それも少しとっておく、あらかじめ。そうでないといふまうまいかなんじやないですか。どうなつていいですか。まあ、いいですが、とにかく、そういうことをお考え願いたいと、こういうんです。私は、高等学校卒業のときだけの成績が人生のすべてを支配するというようなことはやめてもらいたい

たいとこういうことです。というのは、おくてがあるからです。あるいは、土光さんも浪人されたんですよね。だから、あの人は私うまくいかなぬと想うんです、今の奨学金ではもらえないんです。そういうこともありますから、――まあ、要らないかもしれませんが、私も、せつかくらの人物を逃すことになりましたよと、こういうことです。

今のことに關係しまして、大学院の奨学金の話が出ましたが、ちょっとその大学院のことをお尋ねいたします。

これは「ネーチャー」という雑誌が出ておりますが、学問的な雑誌ですが、それにいろんなことが書いてございます。ちよつといやな気持ちがあるわけです。そういうふうに受け取られているかなあと思っていやな気がするんですが、文部大臣

も余りいい気持ちじゃないと思います。とにかく大学を出て大学院に入る、そして博士課程を出た。そしてオーバードクターになる。これは日本人がつくった言葉だと書いてございます。オーバードクターという英語はないんだそうです。ポ

ストドクトリアルというわけですね。そういうことなんです、それが非常にこのごろふえておるといふことは御存じのとおりでございます、就いてない人は五千人ぐらいいる。京大の物理を専ら、物理の教室は百名以上おまして、みんな

あふれて、定員を超過しておりますから、到底、職につくことはできないわけです。理論物理学科出た人は、最大で、今、千名ぐらいオーバーです。いわゆる就職しないで遊んでいる人がいるんです。続いて人文科学、社会科学、農学部と

いうのがオーバードクターになっているわけです。そのためにオーバードクターソサエティというようなものがある先生がつくっておられました、これに対する財政援助、心理的な援助、あるいはまたアルバイトを探してやる。あるいは、例えば、アルバイトというと、翻訳をさせるとか、受験生の先生をさせると、こういうふうなことをオーバードクターソサエティというところはや

っているわけですね。大体、これも本会議でちよつと申し上げましたけれども、半分以上の人は結婚をしております。それで平均の収入が税込みで年収三千ドルぐらいです。それで、学術研究をするためにドクターを取つたわけですが、そういう職にはほとんどつけません。ところが、日本では、この人たちの生活を支えるような、そのようなグラントといは非常に、奨学金がないわけですね。これが彼らには非常に不思議であるようにして、それで、ほとんどの学生は育英会のようなものからローンをしておるという状態であるといひ

うふうに書いてございます。もしも、太学で助手なり何なりの職を得ることができれば、そうすればもう返す必要がない。これも彼らにはちよつと不思議なんです。就職しない者が金を払わなければならないで、職についた者は金払わぬでいい

と。これがどうもちよつと彼らには変なものであるまして、彼らは、そういう未熟職者は非常に大きな金を持つていかなければならないんだ。これに対してはだれも責任はとらぬ。大学も責任がとれないければ政府も責任がとれないというふうに書

いてございますし、また臨調のことも書いてございますが、臨調はそういうふうな、いつまでもアカデミーにあこがれているからいかぬのだ、もつと一般社会に出ていけばいいんじゃないかというようなことを言っておるということです。確か

に、私は、無理やりに本来のそういう研究生活に入らないで、もっとフリーにばばいいとは思いますが、日本企業を見ますと、大学を卒業してすぐの学生は割と就職がいいんです。ところが、大学を出てドクターを取

って、博士号を取ってから行こうと思うと、そうすると、年齢が上ですし、それから給与も高く払わなければならぬ。こういうことで、余り企業はそれを好まないというわけなんです。また、農学部は非常に厳しくて、関連企業が少ないので、非常に失業している人が多い。こういうことで、そういう今のような学部を出てきた人は、大体は外国のフェローシップをもらっている、それで外国へ行っちゃうというわけですね。それがいわゆる頭脳流出として昔言われたことになりましたが、最近では外国も非常に苦しくて、そして、二、三年のうちに日本にまた帰ってくるというふうなことになる。これが一つの問題でありまして、まず最初に大臣なり、あるいは局長にお伺いしたいのですけれども、ぜひ、このポストドクトリアルですね。オーバードクターの人を何か就職させるなり、あるいはさせる努力を政府がするわけにいかないでしようけれども、だれも見てくれないわけですから、だれが一体これやるのか、これは非常に国家的に私は不経済じゃないかと思う。せっかくの頭脳をそこで遊ばせるということとは非常に、私、不経済であると、だから、これに、この前も本会議で申し上げましたように、少し返還を延期していただくなり、あるいはそういうポストドクトリアル、オーバードクターに対して研究費を、グラントを与えるということにしたいだけないか、そういうことをお考えただけでないかということの一つです。

もう一つは、こういうふうにとりこんで、だれもやめませんから、その人たちが就職するために、前にそこにおった人がその研究室を去るか、死ぬか何かしなければ助手のポストには入れないわけですよ。そうなりますとどうなるかという、中の研究者はほとんど年をとるわけですよ。新しい講座ができない限りは、その講座あるいは物理学教室なり理学部なりの、全体の研究者の年齢のピークがどんどん高い方へいくわけですよ。御存じのように、数学であるとか、物理学であるとか、化学であるとか、そういう基礎科学の進歩というの、いわゆる創造的な研究というのはもう三十年代なんです。それが四十を超え五十を超えて、そこから立派な研究出てくるはずがないわけですよ。そういう意味では、これ何ともしないで、一九九一年にはピークが、大体、理学部の方では四十八歳になります。それから二〇〇一年にはピークはもう五十八歳になるわけですね。もう一つ若いところではピークがでますけれども、五十八歳というところ、もう定年に近いわけですよ。それがピークになると、もう定年近くまで考えなやならぬと思えます。ヨーロッパその他では、これのためにいろいろの新しい血を入れる方法を考えております。私は、現在、原子力だとか、いろいろ科学の進歩、非常に重要でございしますが、そういう意味では、ピークがそんなふうにならないように、次の世代を担う研究者なり、新しい創造的な仕事ができるように、血潮をその中に入れていただきたいというふうな考えをわけでございします。

もう一つ文部大臣にお願いしたいのは、これは何も理学部とかそういうのに限ったことではございませんが、日本はドイツ式の講座制というものをしているわけですよ。今の理学部もそうでございます。新しく講座をつくったときには、そこにはフレッシュマンが入りまして、非常にアクティブに仕事をやるわけですが、だんだんそれが年をとっていき、そして講座ができるということとは、それでもういつまでたってもその講座はそこにある。非常にリジッドになりまして、講座の間のフレキシビリティというのは全然ない。これが非常に一つの、私、欠点だ。いわゆる時代に対応できない、これを私はここで考える必要がある。まあ、これ、育英会と直接関係ございませぬけれども、ぜひ育英会の方でもオーバードクター何とかなんと同時に、講座のフレキシビリティというものを私は考えていただきたい。また政府は、大学は自治を持っておりますので、政府がいろいろの口を入れるということは非常にできにくくなっております。そういうことは私もよく承知しておるわけですが、ぜひ大学ともよく相談すべく、相談はしたって構わぬだろう。どうしたらいいというふうなことを相談をさせていただきたいというふうなことも、この際お願いしておきたいし、大臣のお考えを聞いておきたい。また外国ではポストドクトリアルフェローシップを与えたり、グラントが与えたり、あるいは奨学金の返済不要の、そういう奨励金というふうなのもございまして、それによって新しい血を導入しているということでございますので、この際、ぜひ、そのようなことに意を用いていただきたい。まあ、余り長くしゃべりますといけませんので、これぐらいに、大学院生の話はこれだけにとどめさせていただきますが、ぜひ、ひとつお考えいただきたい。何か御感想ありましたらお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(森喜朗君) 高木先生、御自分で大学の研究に携わっておられまして、示唆に富むお話などもいただきました。大変参考になります。私自身も実はこの講座制というやり方がいいのかわからない、これは、今、文部大臣という立場ではない、ずっと文教問題を担当しております、党の一員として、オーバードクターの方々の御相談というのは意外に多いんです。私のような田舎でも、石川県の片田舎ですから、同じように私の町に、東京大学、大学院を出て、もう年も三十五を超えておられて、それでも就職がない。お父さんがお母さんにすると、田んぼまで売って、末は博士が大臣かというふうな、あなたは大臣になったけれども、うちの息子はまだ博士になれない、こう言っておられるわけですよ。確かにいろいろ問題はあると思うんですが、私、やっぱり、そういう上が一つやめなければ欠員がこう、埋まっていかなければ、今、先生が例を申されましたという制度も一つあると思ひます。

〔理事田沢智治君退席、委員長着席〕

これはその人に当って言うわけじゃないんで、話を聞いてみると、そういう学問をなぜ、将来、何に生かそうとあなたは考えたんですかということは全く考えてないで入っている人もいます。そうですね。そういう、若干、学問に対する甘えみたいなものも、今の若者志向なのかもしれない。が、案外ある。それじゃ、もう学問は、こういう制度なんだから、教授がいて、助教がいて、助手がいて、こういう制度なんだから、もうこれはあなたの学問を見ると、研究室を見ると、その可能性は、まずこれから、十年、十五年ないだろう。ということは、民間の会社であんなの学問や研究を生かす方法を考えたらどうかということ。言いますけれども、なかなかわがままなところがあるんで、一徹というところもあるんで、それがまた学問を研究されるそれだけの方なんだらうと思ひますが、そういういろいろな面があって、一概に一つの型をはめ込むということとは非常に難しいだらうと思ひますが、この講座制の問題、オーバードクターも含めながら、大変重大な、日本の国にとって貴重な頭脳がそういう形で停滞しておるといふ面から見ると、これは将来いろいろ考えてみなければならぬ問題であらうというふうな思ひますし、これにちなみまして、いわゆる奨学金の与え方というの、これもなかなか一概に枠にはめ込むというのは非常に難しいと思ひます。先生がおっしゃるよう、もっと段階的に、ようかんを切ったようなものではなくて、もう少しパンを引きちぎったような形で、幾つものものがあってもいいんじゃないか、多様な面があってもいいんじゃないかということになるかと思ひます。そういう多様な面を考えていくということになりますと、奨学金そのものの多様なあり方というものが必要になってくるんじゃないかなあ。さっき、午前中、安永先生の御質問でもちょっとおしかりもいただきましたけれども、この制度をいろんな形で多様にやってみる。アルバイトをやつて、奨学金をもらわなければ学べない人もいるし、奨学金をいただいてこれを学資の一助にし、アルバイトで生活するという方もありますし、まあ、私などの知ってる学生では、奨学金

金は學業の一助だけれども、アルバイトで楽しく遊ぶ、これも私は悪いとは思えないと思うんですね。先ほど先生おっしゃった、大学そのものは、体験ということから考えれば、社会学という面で見れば、遊んでみるということも大変大事なことだと思ふんです。私も学生時代は、奨学金などはもらえないというような成績ではなかったですが、アルバイト、よくいたしました。なぜアルバイトしたんだろうということになると、授業料の使い込みなんです。その授業料を各期ごと私うとくに困るものだから、それを一括してアルバイトで稼ぐ。じゃあ授業料何に使ったんだろうかと考えてみると、結局、飲み食いして遊んでたような感じがするんです。そのことも決して私はむだではなかったと思つてゐるわけでございまして、そういう意味で、奨学金というものも一概に一つの形にはめ込んでしまふということも確かに私は考えものだと思ふので、今度の制度の改正で、いろいろ御指摘もありませんし、御批判もございまして、奨学金のあり方という制度は、もう少し今後多様な形に変化をしていくと。安永先生の御指摘のように、根幹がおかしくなっちゃいかぬぞということになつていかせませんが、校費はいろいろと私は多様にあつてもいいんじゃないかなあと。日本の學問を学ぶということが、本心に研究を進めていくというタイプもありまして、今、高木先生おっしゃつたように社会的な、体験的なものもあるわけですし、レジャー大学というものも、それもそう悪いとも言い切れないと先生さつきおっしゃつておりました。そういう面も一面あるわけですから、奨学金の制度もいろんな多様な面が今後あつてもいいんじゃないかなあという感じが、あえて高木先生、感想は、こういうことでございまして、奨学金制度のところのオーバードクターのところはいろんな配慮は加えておるようでございますが、それにつきましては担当の事務局から答弁をされた方がよろしいかと思ふので、お願い

をしたいと思います。

○説明員(植木浩君) 高木先生がおっしゃいました、大学院を修了した若い研究者といひますか、そういう方々に対する援助という点でございませうけれども、文部省では、従来から日本學術振興会の事業といたしまして、すぐれた若手研究者を養成、確保するという角度から、奨励研究員制度という一種のフェローシップ制度を設けております。しかしながら、近年、特に學問の進展が非常に急速になり、かつ學際的な領域等も広がつてまゐるという点もございまして、また、助手等への採用がなかなか従来のようにはいかなくなつてきたというような点を考えまして、さらに独創的、先駆的な研究も振興しなければいけないという点から、今まで以上にすぐれた若手研究者を養成、確保しなければいけないという状況になつておりました。先般、二月に學術審議会の答申というものがございまして、この中でも、特に、そういった若手研究者の養成が強調されておりました。フェローシップ制度をさらに整備する必要があります。このように指摘をされておるわけでございまして、ただいま先生からお話ございましたような趣旨と同じようなことが言われておるわけでございしますが、そういった答申の趣旨をも踏まえまして、さらにフェローシップ制度の充実を図つていきたい。現在、いろいろと検討しておる段階でございまして。

○高木健太郎君 ぜひ、これはお願いしたいと思ふんです。今までは模倣でよかったんですけれども、今後の日本は、総理も言われるように、創造しなきゃいかぬと。そのときに、そういう若い柔軟な頭を遊ばしておくというのは、あるいはまたピークが老人になつていくというのは、私はその中からは出てこない。これは全然わからないやうですけれども、何年かたつた後に、しまったということになるんじゃないか。そういう意味では、ぜひ、ひとつこれは本心に真剣に考えていかなきゃならぬ問題だと思ふます。これは何も理學部に限つたことじゃございせん。農學部も人文科學も全部の共通の問題としてお考えをいただきたいというふうに思ひます。

最後に、もう大分時間がなくなりましたので聞くんですが、これは留学生のことなんですけれども、日本に、国立には留学生の会館が立派なのの方々に建てられました。非常に喜ばれております。ところが、御存じのように、アジアの人が日本に来ることが非常に少ないですね。台湾、韓国の人は多いんですけども、しかし、タイ、それからインドネシア、マレーシア、シンガポールというようなところの人は——インドネシアなんかはもう十番目ぐらいですね。みんな西ドイツ、アメリカ、オーストラリア、イギリスというところへ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイなんというふうな、それは昔の植民地ということもあるかもしれないけれども、しかし、目の前にあるのにそれがよそへ行つてしまふ。日本は、そういう意味では科學立国、立派な国であるということを知りながら外へ行く、こういうことは私非常に残念なことと思ひます。将来の國際化ということにとりましては、その人たちが快く勉強して、日本と非常に親しくなつて、それで帰れば、指導者になる人たちがすからして、その人たちが日本で勉強するということとは、非常に大きな、私、金だと思ふんです。これだから、少々の輸出品を売るよりも、貿易をやるよりも、教育でお互いに親しくなるといふことが非常に重要なことであるのに、この方面は文部省の留学生課で取り扱われている。今のドクターの方は、これは奨励研究制度ですか、振興会で取り扱つてゐる。こちらの方は留学生課で取り扱つてゐる、そして育英会は日本の学生を取り扱つてゐるということになつてゐるわけです。また、國費留学生で、外国からこちらへやつてきてゐる学生がいるわけですけれども、その國費留学生というのは、非常に金持ちの国からたくさん金を持つてくる國費留学生もいるんですけれども、名前挙げて悪いんですけれども、中国なんかは、留学生で来る、元が低いというんですか、日本の生活費が高

いというんですか、非常に苦勞しているわけですね、おいでになつた方が。それで、もうみんな友人、我々が寄つてたつてお金を集めて、それでその人たちに道具を買つてあげたり、お金を差し上げたりなんかしてやつておられる。向こうも氣詰まりなら、こちらは大変であるということになるわけです。だから、同じ國費留学生でも、そういう人たちがいろいろおられるでしょうから、そうすると、そういう生活をこちらでしていくと、日本に行つたら余りおもしろくなかつたということに私はなるんじゃないかと。それで、育英会で立派な日本の学生をお育てになる、これは私非常にいいことで、量もふえ、質もよければいいんですけれども、まあ、質は今度は余り私満点差し上げられないですね。量の方はよろう、質もよくしていただくという上に、こういう留学生に對しまして、これは留學か、それからオーバードクターの學術振興会、それと育英会、こういうものがよく手をつないで、そしてそういう対応をしていけることが、私は今後の日本の學術の國際化ということから考えて緊要な問題である、こういうふうにご考慮しておるわけでございまして。この点もぜひお含みいただいて、そして快く勉強して、日本と将来とも親交を結ぶというふうな國際化をぜひこの際一緒に図つていただきたい、こういう御要求を申し上げまして私の質問を終わりますが、何か御感想があればお聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(植木浩君) ただいま先生からお話のございました留学生交流につきましては、私どもも大変大事な事業であるということで、例えば予算面におきまして、この大蔵省の予算の中で、五十八年度に比しまして五十九年度は一・一増という留学生予算を計上しておるわけでございまして、したがって、今後とも留学生関係につきましては、さらに國際交流の重要性にかんがみまして、これをさらに充実していきたいと思つておるわけでございまして。

なお、お話のございました學術振興会等々につ

きましては、留学生事業と学術振興会の行っております研究者交流事業などは十分連絡をとりながらやっておりますが、さらに今後ともよく連絡をとりまして進めてまいりたいと思っております。

○高木健太郎君 終わります。

○吉川春子君 私は、まず奨学資金の支給凍結問題について伺いたいと思います。

けさから何回かこの問題につきましては論議があったわけですが、政府はこの改正案を二月の二十五日に提出いたしましたので、それで無理を承知で四月一日施行ということをお願いできなければなりません。しかし、こんなに重要法案、しかも国民の暮らしに大変悪い影響を及ぼすという法案が、そう簡単に国会で成立するはずはないのでありまして、それが今日までそういう状態が続いておることは明らかです。この四月からの支給手続事務に支障がないように、この法案の成立があるというふうな判断したとすれば、それは非常に見通しが甘かったと思うし、また予想しなかったという、また無責任だと思ふんです。この文部省の態度によって非常に多くの学生がいろいろな影響を受けています。例えば六月三日のこれは新聞の切り抜きなんですけれども、奨学金を当てにして学校に入學してきて、やむを得ずサラ金から金を借りてやりくりをしたり、過度のアルバイトで学業に支障を来す学生が出るなど深刻な事態が広がっている、こういう報道をしています。これは東京大学工学部で博士課程一年生のMさん二十七歳の話なんですけれども、家庭の事情で家からの仕送りを当てにできなかったために、七月になれば奨学金で返せるところで、四月と五月にサラ金から五万円ずつ借金をしてしまつた、こういう事態にも追い込まれているわけなんです。大学院の場合には有利子貸付がないから十分現行法でできるはずだと、このままだと借金を重ねるか、勉強を中断してアルバイトをするしかない、こういうふうなことは話しておられるわけですから、けれども、この支給凍結問題についての責任ですね、こ

れを文部大臣はどういうふうにお考えになつておるか、最初にお伺いします。

○国務大臣(森喜朗君) いろいろ、この問題につきましては衆議院の委員会あるいはまた参議院の委員会——本日から御審議をいただいているわけ

でございます。その都度御指摘をいただきます。その理由を幾つか申し上げておきます。これはまた言いわけになつてしまふ。基本的には国の一般会計の資金を充当して、これを貸し付けるといふ制度でございます。予算を国会にお願いをいたしておりますし、その予算案に関連をした法案として国会にお願いする従来の慣例でございます。吉川さんおっしゃるように、確かに、そのことが四月からできるかできないかというふうなことを最初から、また今の立場から言えども、それを考えなかったのかという御指摘になりますが、逆にそのことを事前に、国会の御議論をいただかない前に、私どもは想定して物をやるということも、国会の御審議をかねてこれは無視をするということになるわけでございます。言いわけになるようにございますが、今日までのそのした予算関連法案としての取り組み方というのは、これ一つの慣例で進めてきておるわけでございます。私どもとして、これに従つてきたわけでございます。もちろん、従来と違ひまして選挙がございまして、予算編成が年を越したということも一つには要因もございました。国会のこうした四月一日という問題については、かつて国立学校設置法等々についても、そういう問題が時々限定的に間に合なかつたというふうなことも出てまいりました。国会の御議論に大変御迷惑をかけた面も種々あつたことも、私はよく、理事もいたしておりますから、承知をいたしております。

いずれにいたしましても、種々の要因から多くの学生、生徒に迷惑をかけた、こういう事態になつたということについては極めて遺憾であるというふうに私は申し上げておきたいと思ひます。

○吉川春子君 今の大臣の御発言は、責任をお認めになるというところに理解してよろしいですか。

○国務大臣(森喜朗君) こういう事態になつたということについては、大変残念でございますし、遺憾でありましたというふうに申し上げます。

○吉川春子君 責任はお認めにならないということですね。

○国務大臣(森喜朗君) 責任というかどうか、これはこういう制度で、国会の審議のいろいろな制度もあるわけでございます。そうならば、行政府である私どもも、国会の審議の進め方に対していろいろ——私は政治の立場ですから、いろいろあるわけでありまして、そんなことを申し上げたら国会に対して御無礼であろうという立場にもなりますから、遺憾でございましたと申し上げるしかない。しかし、これも問題になつて、今、午前中からいろいろおしかりもいただいているわけでありまして、しかし衆議院、参議院両文部委員会の皆さんが大変御心配をなさいます。そして何とか現状の中で最大の考慮をするように、そういう救済措置をするようにという要請がございましたので、そういう救済措置を講じているところでございます。

○吉川春子君 大臣の発言は全く納得できない、何か国会の審議がおくれたから今日の事態を招いたかのようなふうにも今おっしゃられました。しかし、もうたくさん法案を出したり、いろいろその道のベテランである文部省、政府が、一月そこそこで、こんな法案が成立するといふふうに思つて出したといふことは、言葉を強く言えば全く厚かましいし、国会の審議権というものを軽視をしていると思ふんです。そうして案の定こういう結果を招いたんですから、私は学生に与えた多大な迷惑、そういうものについて率直に文部省としては責任をお認めになる方がよいと思ふんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(森喜朗君) 国会の審議に対して責任を押しつけていると、そういうふうに先生は判断をされましたが、私はそういう誤解があつてはいかぬと思ひますので幾つかの理由を申し上げます。

いりました。そこまで先生がおっしゃつて、私に責任をとれということをおっしゃるということになれば、私も言わなければならぬということになります。

法案をお願いをいたしておるわけでありまして、これは参議院には直接関係のないことでございます。ですから、この場で申し上げるということはないけれども、この場合でも申し上げますが、私は衆議院の委員会でもはっきり言つてきましたので、——国会に法案の提出をお願いして、私どもも一日も早く、こういうことの学生さんに対する迷惑もありませんから、早く審議してほしいということはお願いをいたしておりますが、本会議に上程をし、質疑にかけるという順番がなかなか来ない——国会用語では別の言い方がございますが、しかし、こういう順番が来ないということとは、だんだんおくれいてくといふことにもなります。何とか早くならぬのかといふこともお願いもいたしました。国会といふのは予算が通らなければ法案は一切できないのかといふ国会の仕組みの問題にもなつてくると思ひます。しかし、現実の問題として、私は大蔵委員長の経験を持っておりますから、いわゆる時限立法的な面で予算案と並行してやるケースも委員会によつてはあるわけでありまして、ただ、文教委員会はそうしたことはやらないといふことに従来なっております。大蔵委員会はそういうやり方はやっております。ですから、そういうやり方でも、でき得れば全くしてはならぬといふことじゃないと思ひますが、ただそういう方向に国会の合意としてははなかつたといふことは極めて残念だつたと思ひます。

ですから、そういうこともいろいろ考えますと、先生が初めから四月にできるはずがないじゃないか、ないのになぜ出したんだといふことのおしかりでありますから、それはそれなりの私は御意見としてよくわかりますが、私どももいたしましては、こういう大事な問題でもございまして、四月一日から学生に奨学資金を与えるという、そういう日にちといふものに対する一つのタイムリ

ミットというものは重大な問題であるということも承知をいたしておりますから、何とか御審議に一工夫があつてしかるべきではないかというようなことに、差し出がましいことではございませんが、私は与党に對していろいろな角度からお願いをいたしました。しかし、残念ながら、やはり従来の法案の取り扱いになつたという経緯があつたわけでございまして、種々の要因がございまして、そういう意味のことを申し上げたわけでございまして、そういう意味で大変遺憾でございまして、文部省にいたしまして、国会の要請を受けて、いろいろな措置を今やっております。責任があつたと言えと言われますが、それについては私は責任があつたという言い方はできないと思ひます。

○吉川春子君 法案が成立しないということだけでは、学生についても現行法で手を打つということがすぐにはやられていけば、そんなにサラ金借りたり、アルバイトを過度にしたりしなくても済んだ学生が多かつたはずで、しかし、じりじりというか、小出しにそういう手当てもしてきたと、私はもうこれ以上この問題について大臣から答弁は求めませんけれども、しかし、文部省の責任が大きいということは指摘しておきたいと思ひます。

それで、今度の法改正は大臣のいろいろな御答弁を讀みますと、制度の拡充のためにやつたんだというふうに言つておられますが、何をもちつて制度の拡充というふうにおっしゃられるんでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 日本育英会の育英奨學事業でございまして、従来、一般会計からの政府貸付金と卒業奨學生の返還金をもつて事業を行つてきたわけでございまして、高等教育の機会均等を確保するためには、学生生活費の上昇あるいは授業料負担に際しまして育英奨學事業の量的拡充が必要であると私も考えたわけでござい

ますが、現下の国の財政事情を勘案すれば、一般会計の政府貸付金を資金とするだけでは限度がございまして、財政投融資資金を導入しまして、低利の有利子貸与制度を創設することとし、そして、たゞいま、この育英会法案の御審議をお願いをいたしてゐるわけでございまして、

きるだけ低利となるようにということで、三割の利率ということで配慮をしたわけでございまして、そこで、基本的な貸与月額につきましても、その返還総額を見ますと、国公立、私立ともに無利子貸与に比べまして約二割程度の増になるわけでございまして、毎年の返還額は、国公立大学約十二万六千円、私立大学約十五万五千円となっております。さらに、その財政投融資利率との差額につきましては利子補給を行うというようなことで、私どもとしましては、もちろん返還について十分配慮をした、今回の有利子貸与制度につきましても以上申し上げましたような点について配慮をいたしたつもりでございまして、

○吉川春子君 過重な負担にならないように配慮をなさつたということですが、一、二具体的に伺つてみたいと思ひます。

例えば、五十八年度の一般貸与の月額及び四年間、つまり四十五ヵ月貸与を受けた場合の返還総額は幾らになりますか。また、五十九年度有利子貸与の自宅の月額及び返還総額は幾らになりますか。

○政府委員(宮地眞一君) 五十八年度についてのお尋ねであつたかと思ひますけれども、五十八年度の国公立大学一般貸与、貸与月額一万八千円、貸与月数四十五月では、貸与総額が八十一万、返還総額八十一万で、返還年賦額は八万円、返還年数は十年ということでございます。

○吉川春子君 五十九年度有利子。

○政府委員(宮地眞一君) それから、五十九年度の有利子貸与につきましても、国公立について、有利子貸与の貸与総額は九十九万でござい

ます。

○吉川春子君 もう一つ伺いたいんですけれども、五十九年度の自宅外通學の私立大学奨學生の場合の無利子貸与と有利子貸与の月額及び返還総額はどうなりますか。

○政府委員(宮地眞一君) 五十九年度の、私立大学の有利子貸与の自宅外の月額は四万一千円でございます。

○吉川春子君 ちょっとあれですね、例えば五十九年度の無利子と有利子を比べてみますと、貸与月額は同じですけれども、返還総額は約四十六万、二五%近くふえることになるんですね。それで、ちよつとお伺いすると時間がかかりまして、私から申し上げますと、例えば高校と大学をともに私立で通つた場合どうなるかということなんです。高校でも三割以上の子供たちが私学を選んでおりますし、大学では八割が私学です。高校、大学が私学というケースは今後ふえると思うんですけれども、しかも大学院まで行つたと、こういうふうな仮定しますと、返還総額が七百十六万になりますよ。それを二十年というところで分割いたしますと、三十五万八千円ずつ年間返還していかなきゃならない。年二回返還ということも検討されているようですけれども、こういう多額の金額を十五年、二十年かけて払い続けていくということは大変返還の負担というのにたいがたいという感じがするんですけれども、この返還の金額を見て、配慮は全然してないとは言わな

いんですけれども、なかなか大変な額だということにはお考えになりませんか。

○政府委員(宮地眞一君) ただいま先生御指摘の私立について高等学校から大学院修士課程、博士課程までの全体の金額について御指摘があつたわけでございまして、その点は貸与総額が七百十六万四千円となり、二十年の返還年数で申しますと、返還年賦額が三十五万八千円、月額にいたしますと約三万円弱という金額になるわけでござい

ます。

この金額についてどう考えるかというお尋ねなんですけれども、確かに高等学校から大学院博士課程までの、しかも私立についての金額で申せば、そのような相当大きい金額になるというところは事実でございまして、大学院の博士課程を出て返還する場合に、月額三万円を重い負担と考えるかどうか。それはその人が博士課程を終了して通例得られます初任給との比率で考えることになろうかと思ひますけれども、大学院の博士課程

までを出まして通例得られる収入から、私どもはその負担にはたえられないものというぐあいに理解をしております。

○吉川春子君 例えは自宅外の私立大学文理系の場合、十五年返還で現行法でも十二万ですけれども、それが今度十五万三千円になります。それを年二回払うとすると八万四千円ずつになるんですけれども、ボーナス時に八万四千円ずつ払っていくということですね。これ大いに伺いたいんですけれども、こういう毎ボーナス時十五年間八万四千円ずつ返還していくと。そして十五年たちますと、もう既に自分の子供にさらに教育費がかかるということになるし、その間には結婚もするだろうし、家も買うし、そのローンも払わなきゃならない。そういうようなことを考えたときに、この金額が本当に大して負担にならない金額だと、そういうふうな考えられるかどうかという点を大臣に伺います。

それからさつき月額にすると三万云々と言われましたけれども、月額で払うことを認めるんですか。

○政府委員(宮地眞一君) 原則年賦でございますが、本人の希望に応じて半年賦なり月賦なりということを取り扱いは可能でございます。

負担についての、返還の負担額が多いか少ないかということについてのお尋ねであつたかと思ひますけれども、その点は先生御指摘の、先ほど申し上げましたようなケースで申し上げれば、貸与総額が七百十六万という数字になるわけでございます……

○吉川春子君 いや、大学院じゃないですよ。

○政府委員(宮地眞一君) 失礼しました。

私立の文科系の返還のケースについてのお尋ねでございますね。

私立大学で約十五万三千円という返還金額になるわけでございますが、これは通例の民間企業の初任給との対比で考えますと、私立大学で約九・七％程度ということになるわけでございますが、返還負担能力としては、私どもは、この程度の返

還負担は無理のないケースではないかと考えております。もちろん、奨学生の場合には、ケースによりまして、それは単に自分の生活費を自分の収入で賄うということ以外に、それぞれ個人の御事情で、例えは仕送りをその中からするケースでございますとか、あるいは親の生活費を見るケースでございますとか、いろいろなケースが實際問題としては起こり得ることはあるかと思ひます。そういうような方々にとつては、この返還と云うことについては考えなければならぬ点は確かにあるかと思ひます。私は平均的な点で申し上げたわけでございまして、そういう事柄としては確かに得るケースとして、そういう方々にとつては確かに返還の問題というのはやはり負担感を感じるケースもあり得るかと思ひます。

○吉川春子君 今、ケースによつてはこの返還の問題は大変だということの一部お認めになりましたけれども、私はやはり奨学資金を借りる人たちは低所得者層出身で、そしていろいろな負担を負つて生活する場合も多いわけですから、今度の量的な拡充が仮にあつたというふうにいたしましたけれども、返還の面で非常に重い負担がかつてきている、こういうことを指摘しておきたいと思ひます。

この次の質問がちょっと量的に長くなるんですけれども、もし差し支えなければここで切らせていただきます。

○委員長(長谷川信君) 本案に対する本日の審査はこの程度といたします。

○委員長(長谷川信君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本育英会法案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することにしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(長谷川信君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異

議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(長谷川信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

〔参照〕

参 委 第六十二号

文部大臣 森 喜朗殿

参議院文教委員長 長谷川 信

日本育英会の奨学金の貸与に関する申入れの件

標記の件に關し、本委員会理事会の合意により、別紙のとおり申入れを行うので、善処されたい。(別紙)

申 入 れ

日本育英会法案については、現在、衆議院において審議が行われているが、日本育英会の奨学金の貸与を期待している学生等の実情は憂慮すべき事態となつてゐる。

従つて、政府においては、これらの学生等に対して、何らかの救済措置を早急に講ずるよう検討されたい。

日本育英会の奨学生に対する救済措置について

昭和五十九年五月三十日

文 部 省 大 学 局

現在、国会において現行の日本育英会法の全部を改正する日本育英会法案の審議が行われているところであるが、衆議院及び参議院の文教委員会委員長からの「何らかの救済措置を講ずる」とことを求めた要望を受けて、昭和五十九年度入学者に係る奨学生の採用事務について検討を行った結果、奨学金の貸与を期待している学生の憂慮すべき事態等を勘案して、次の救済措置を講ずることとする。

記

一、日本育英会による無利子貸与の予約の採用候補者三六、〇〇〇人(大学院三、〇〇〇人、大学・短大二〇、〇〇〇人、高校・高専一三、〇〇〇人)については、進学届の提出後、奨学生として採用決定を行う。この場合、取り敢えず、留保条件を附して一般貸与の奨学生として採用し、五十九年四月分からの一般貸与の貸与月額を交付し、改正法成立後、改正法による無利子貸与の奨学生に切り替え、四月に遡及して、改正法による無利子貸与の貸与月額との差額を追加して交付する。

二、改正法による無利子貸与の在学採用者八二、〇〇〇人については、改正法成立後、速やかに奨学生の募集・採用を行うことができるように、募集要項・願書等の印刷等の準備を行う。(参考) 昭和五十九年度予約採用者に係る奨学金交付開始予定日

大学院……昭和五十九年六月二十日

大学・短大・高校・高専……

……昭和五十九年七月十一日

日本育英会の奨学生に対する救済措置について

昭和五十九年七月十二日

文 部 省 高 等 教 育 局

参議院・衆議院文教委員会委員長からの標記の件についての要望を受けて、昭和五十九年度入学者に係る奨学生の採用事務については、次の措置を講じているところである。

一、無利子貸与の予約の採用候補者三六、〇〇〇人については、既に採用を行い、奨学金の支給事務を行っている。

二、在学採用予定者については、別紙(1)の方針に基づき、昭和五十八年度の実施要領等により、別紙(2)の日程により採用事務を進めているところである。

別紙(1)

在学採用についての救済措置方針
一、在学採用予定者については、緊急に救済するため、現行法に基づき、可及的速やかに募集を開始する。
二、右記の募集の基準は、原則として、現行の特

別紙(2)

日本育英会の奨学生採用事務日程(在学採用)

実施機関	時 期	内 容
文 部 省	六月二十九日	方針決定
日本育英会	六月二十九日～七月四日 七月二日 七月六日 九月一日～九月二十日 十月十一日	募集要項、願書等の印刷 各大学に募集開始の予告通知 各大学に推せん依頼 審査 奨学金の交付
各 学 校	七月十日～八月九日 八月十日～八月三十一日 (夏休み) (七月十五日～八月三十一日)	奨学生の募集 の選考

五月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(衆)
一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(衆)

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、児童又は生徒が急激に増加

別貸与相当の基準とし、一般貸与として採用する。
三、採用予定者数は、改正法成立後、改正法に吸収することを考慮して、可能な限り採用するものとする。

し又は増加する見込みのある地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別の措置を定めることにより、学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(児童急増地域及び生徒急増地域)

第二条 この法律において「児童急増地域」又は「生徒急増地域」とは、それぞれ第一号又は第二号に掲げる市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市が第一号又は第二号に該当しない場合において同じ。)の区域として文部大臣が指定する区域をいう。

一 指定を行う年度、その前年度若しくはその前々年度の五月一日における市町村の区域内の児童(学校教育法(昭和二十二年法律第二十

以下この号において同じ。)の数から当該日の三年前の日における当該市町村の区域内の児童の数を控除して得た数が三百人以上で、かつ、当該控除して得た数を当該三年前の日における当該市町村の区域内の児童の数で除して得た数値が〇・一五以上、当該控除して得た数が五百人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・一以上又は当該控除して得た数が千人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・〇五以上である市町村

二 指定を行う年度、その前年度若しくはその前々年度の五月一日における市町村の区域内の生徒(学校教育法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。以下この号において同じ。)の数から当該日の三年前の日における当該市町村の区域内の生徒の数を控除して得た数が五百人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・一五以上、当該控除して得た数が二百五十人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・一以上又は当該控除して得た数が五百人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・〇五以上である市町村

2

文部大臣は、児童急増地域又は生徒急増地域を指定したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第三条 児童急増地域において行われる公立の小学校に係る事業、生徒急増地域において行われる公立の中学校に係る事業及び生徒急増地域を適学区域とする公立の高等学校(全日制の課程を置くものに限る。以下同じ。)に係る事業で別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)

は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない

い。
第四条 国は、次に掲げる事業に要する経費について、その事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

(国の補助)

一 児童急増地域の公立の小学校の施設の用に供する土地の取得及び造成
二 生徒急増地域の公立の中学校の施設の用に供する土地の取得及び造成
三 生徒急増地域を適学区域とする公立の高等学校の施設の用に供する土地の取得及び造成
四 生徒急増地域を適学区域とする公立の高等学校の校舎及び屋内運動場(柔剣道場を含む。)の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)

第五条 都道府県又は市町村が前二条に規定する事業(以下「児童生徒急増対策事業」という。)に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、当該都道府県又は市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第六条 前条に規定する地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、当該都道府県又は市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(税制上の優遇措置)

第七条 国は、都道府県又は市町村が行う児童生徒急増対策事業に係る土地の取得を容易にするために必要な税制上の措置を講じなければならない。

(学校用地の確保)

第八条 地方公共団体は、その区域内で三百戸以

上の集団的な住宅の建設又は十六ヘクタール以上の宅地の造成（以下「大規模宅地開発等」という。）が行われる場合において、特に必要があると認めるときは、当該大規模宅地開発等を行う者（以下「開発事業者」という。）に対し、公立の小学校、中学校又は高等学校の施設の用に供する土地を確保するよう求めることができる。

2 開発事業者は、前項の規定により土地の確保を求められたときは、当該土地を確保しなければならない。

（学校施設整備事業の立替施行）

第九條 地方公共団体は、大規模宅地開発等に伴い公立の小学校、中学校又は高等学校の施設の整備（当該施設の用に供する土地の造成を含む。）に関する事業を行う場合において、財政事情その他の事情により当該事業を自ら適時に行うことができないときは、当該開発事業者に対して、当該事業を代わって行うべき旨の申出をすることができ、

2 前項の申出を受けた開発事業者は、当該地方公共団体との協議に基づき、当該地方公共団体に代わって当該申出に係る事業を行うものとする。

3 前項の場合において、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該事業を行った開発事業者に対し、当該事業に係る施設（当該施設の用に供する土地を含む。）の引渡しを受けた後三年以内に、その事業に要した費用を支払うものとする。ただし、当該事業に要した費用の額から当該事業について交付を受けた国の負担金又は補助金の額と当該事業について起こした地方債の額との合計額を控除した額については、政令で定めるところにより、二十年を超えない範囲内において協議により定める期間内に、風払いの方法により支払うことができる。

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）
2 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項から附則第九項までを一項ずつ繰り上げる。

（昭和五十九年度以前の予算に係る国庫負担金及び国庫補助金）
3 昭和五十九年度以前の予算に係る国庫負担金及び国庫補助金（同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国庫負担金及び国庫補助金を含む。）については、なお従前の例による。

（失効）
4 この法律は、昭和六十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

（経過措置）
5 第三条及び第四条の規定は児童生徒急増対策事業に係る国庫負担金及び国庫補助金で昭和六十五年年度に繰り越されるもの並びに昭和六十四年度分の国庫負担金及び国庫補助金（同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和六十五年年度に支出すべきものとされた国庫負担金及び国庫補助金を含む。）について、第五条及び第六条の規定はこの法律の失効前に発行を許可された地方債について、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

6 地方交付税法の一部を次のように改正する。附則第六條第一項の表に次の一号を加える。

附則第六條第二項の表に次の一号を加える。

六 児童生徒急増対策事業
児童生徒急増対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に關する特別措置法（昭和五十九年法律第...）第六條の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金

六 児童生徒急増対策事業
児童生徒急増対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に充てられた地方債に係る元利償還金

六 児童生徒急増対策事業
児童生徒急増対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に充てられた地方債に係る元利償還金

事業の区分		国の負担割合
義務教育諸学校施設費国庫負担法第三條第一項第一号、第二号及び第五号に規定する公立の小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場の新築又は増築	学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七條第一項に規定する公立の小学校及び中学校の学校給食の施設の整備	四分の三
スポーツ振興法（昭和三十一年法律第四十一号）第二十二條第一項第一号に規定する地方公共団体の設置する小学校及び中学校の水泳プールの整備	スポーツ振興法第二十二條第一項第一号に規定する地方公共団体の設置する高等学校の水泳プールの整備	二分の一

本案施行に要する経費として、初年度約二千七百五十四億五百万円の見込みである。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。
五 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため分離することに伴つて必要となる校舎又は屋内運動場の新築に要する経費 二分の一
第三条第二項中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、「及び同項第五号」を並びに同項第六号に改める。
第五条第四項中「第五号」を「第六号」に改め、同項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五号」を「第六号」に、「当り」を「当たり」に改め、同項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 第三条第一項第五号に規定する校舎及び屋内運動場の新築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築を行う年度の五月一日における当該学校の学級数に應ずる必要面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。
第五条の二第三項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改める。
第六条第一項中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第五條第三項」を「第五條第四項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に、「行なう」を「行う」に改める。
第八条第一項中「若しくは第二項」を「第二項若しくは第三項」に、「きわめて」を「極めて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第五條第三項」を「第五條第四項」に、「こえる」を「超える」に、「きわめて」を「極めて」に、「行なう」を「行う」に改める。

養護教諭の全校配置と養成機関増設に関する請願
(二通)

請願者 北海道余市郡余市町黒川町四四八
ノ六 齊藤輝夫 外九千三百三十
九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第四〇七六号と同じである。

第五〇一〇号 昭和五十九年五月十六日受理
奨学金制度への有利子制度導入反対等に関する請願

請願者 岡山市田益一、五三四 国吉純子
外二千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

中曾根内閣が押し進めている臨調路線により、労働者の賃金は厳しく抑制され生活苦が拡大するだけでなく消費不況が進行し、中小・零細企業の経営にも圧迫を加えてきている。こうしたなかで、昭和五十九年度予算は、軍事費を突出させる一方、そのしわ寄せを福祉・教育・中小企業・農業をはじめ、間接税を中心とする大衆課税の強化など広く国民一般に求めている。同様に、特殊法人事業の予算に関連しても、国民生活にかかわる事業の改悪が強められてきている。こうしたことは、国民生活の危機的状況を加速させる結果につながり容認できない。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、奨学金制度への有利子制度導入や、返還免除制度廃止など改悪をやめ、入学一時金制度の新設や現行制度の拡充・強化を図ること。
二、施設管理の民間委託、定員の縮減、事業の縮小等、人減らし合理化を前提とした国立競技場と日本学校健康会の統合は行わないこと。
三、授業料値上げにつながる私大経常補助金の大幅削減はやめ、私学助成制度の拡充・強化を図ること。

第五〇四六号 昭和五十九年五月十六日受理
身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 秋田県大館市野井沢下岱三〇秋田
労災病院内 太田正蔵

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第九〇一号と同じである。

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(第五四〇九号)

一、養護教諭の全校配置と養成機関増設に関する請願(第五五二七号)

第五四〇九号 昭和五十九年六月二日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第九〇一号と同じである。

第五五二七号 昭和五十九年六月六日受理

養護教諭の全校配置と養成機関増設に関する請願

請願者 静岡県掛川市上張五四九 角皆美由紀 外三千九百九十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四〇七六号と同じである。

六月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、大幅私学助成に関する請願(第五九〇二号)

第五九〇二号 昭和五十九年六月十四日受理

大幅私学助成に関する請願(三通)

請願者 名古屋市名東区猪高町上社鋳物師洞九八 藤本周子 外八千九百九十九名

紹介議員 井上 計君

現在、私学には、大学生の約八割、高校生の約三割が在学しており、日本の公教育機関として、歴史的にも重要な役割を果たしてきている。しか

し、その財政は、父母負担に大きく依拠している。しかも、高い学費でありながら、教育条件が国・公立に比べ劣悪になっている。このように学費と教育条件がともに、国・公立より悪い現状のもとでは、私学が公教育の役割を果たすことは容易でない。いま、私学助成の大幅増額によつて、公私の教育条件格差をなくし、学費の父母負担を軽減し、教育・研究の豊かな発展を図ることは、切実な要求となつてきている。このことは、昭和四十五年の日本私学振興財団の発足以来毎年取り組まれている国会あての私学助成の請願署名数が、千五百二十万余名に達していることからも明らかである。昭和四十五年から実施された経常費助成は、年々増額され、私学の教育条件の改善と父母負担の軽減にある程度役立ってきた。しかし、当初国会の決議で確認された経常費の五十パーセント補助には遠く及ばず、父母負担の公私格差は非常に大きく、愛知の私立高校の場合、約五・四倍、額にして約三十三万円のひらきとなつてきている。ところが、第二次臨時行政調査会の行政改革によつて、昭和五十五年以降、助成金の伸びが激減し、昭和五十八年は助成額そのものが前年比二・三パーセント減とはじめて削減された。更に、その後大幅に削減されている。このような事態は、私学助成の大幅増額を求める国民の切実な要求に逆行するものであり、私学の学費は際限なく値上げせざるをえなくなる。その結果、父母負担の公私格差は一層拡大し、教育の機会均等が損なわれ、受験競争が激化するとは明らかである。ついては、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、父母負担の軽減と国・公・私立間の学費格差の縮小のため、授業料助成の実現を図ること。
二、私学の経常費の五十パーセント補助の可及的速やかな実現と、学費値上げをしなくても済む大幅な私学助成を行うとともに、国・公・私立間の教育・研究条件の格差解消を図るための助成措置をとること。
三、私立高校以下に対する経常費助成の抜本的増額を図るとともに、急増急減対策特別助成、及び過疎地帯の私学に対する特別助成を大幅増額すること。

四、私学の奨学金の貸与枠の拡大と貸与額の引上げ、国・公・私立間の格差の解消を図るなど、奨学金制度の抜本的拡充を図ること。

五、私学の学校種別の設置基準到達に必要な教職員定員増と施設設備の充実を図るため、必要な助成財源を計上すること。

六月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(第五九五〇号)

一、父母負担軽減のため、幼稚園に対する補助金増額に関する請願(第六〇七三三三)(第六一七五号)

一、豊かな行き届いた教育に関する請願(第六一七六号)

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(第六二七二二二)

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に関する請願(第六二八四四四)(第六二八五五五)

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(第六二九九九)(第六三〇〇二二)(第六三〇一一一)(第六三一一二)(第六三一一三)

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に関する請願(第六三二四四四)(第六三二五五五)

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(第六三三三三三)

一、教育職員免許法改正反対に関する請願(第六三三九九)(第六三四〇〇)(第六三四〇一)

(第六三四二二)(第六三四三三)(第六三四四四)(第六三四五五)(第六三四六六)(第六三四七七)(第六三四八八)(第六三四九九)(第六三五〇〇)(第六三五〇一)(第六三五〇二)(第六三五〇三)(第六三五〇四)(第六三五〇五)(第六三五〇六)(第六三五〇七)(第六三五〇八)(第六三五〇九)(第六三五一〇)(第六三五一一)(第六三五一二)(第六三五一三)(第六三五一四)(第六三五一五)(第六三五一六)(第六三五一七)(第六三五一八)(第六三五一九)(第六三五二〇)(第六三五二一)(第六三五二二)(第六三五二三)(第六三五二四)(第六三五二五)(第六三五二六)(第六三五二七)(第六三五二八)(第六三五二九)(第六三五三〇)(第六三五三一)(第六三五三二)(第六三五三三)(第六三五三四)(第六三五三五)(第六三五三六)(第六三五三七)(第六三五三八)(第六三五三九)(第六三五四〇)(第六三五四一)(第六三五四二)(第六三五四三)(第六三五四四)(第六三五四五)(第六三五四六)(第六三五四七)(第六三五四八)(第六三五四九)(第六三五五〇)(第六三五五一)(第六三五五二)(第六三五五三)(第六三五五四)(第六三五五五)(第六三五五六)(第六三五五七)(第六三五五八)(第六三五五九)(第六三五六〇)(第六三五六一)(第六三五六二)(第六三五六三)(第六三五六四)(第六三五六五)(第六三五六六)(第六三五六七)(第六三五六八)(第六三五六九)(第六三五七〇)(第六三五七一)(第六三五七二)(第六三五七三)(第六三五七四)(第六三五七五)(第六三五七六)(第六三五七七)(第六三五七八)(第六三五七九)(第六三五八〇)(第六三五八一)(第六三五八二)(第六三五八三)(第六三五八四)(第六三五八五)(第六三五八六)(第六三五八七)(第六三五八八)(第六三五八九)(第六三五九〇)(第六三五九一)(第六三五九二)(第六三五九三)(第六三五九四)(第六三五九五)(第六三五九六)(第六三五九七)(第六三五九八)(第六三五九九)(第六三六〇〇)(第六三六〇一)(第六三六〇二)(第六三六〇三)(第六三六〇四)(第六三六〇五)(第六三六〇六)(第六三六〇七)(第六三六〇八)(第六三六〇九)(第六三六一〇)(第六三六一一)(第六三六一二)(第六三六一三)(第六三六一四)(第六三六一五)(第六三六一六)(第六三六一七)(第六三六一八)(第六三六一九)(第六三六二〇)(第六三六二一)(第六三六二二)(第六三六二三)(第六三六二四)(第六三六二五)(第六三六二六)(第六三六二七)(第六三六二八)(第六三六二九)(第六三六三〇)(第六三六三一)(第六三六三二)(第六三六三三)(第六三六三四)(第六三六三五)(第六三六三六)(第六三六三七)(第六三六三八)(第六三六三九)(第六三六四〇)(第六三六四一)(第六三六四二)(第六三六四三)(第六三六四四)(第六三六四五)(第六三六四六)(第六三六四七)(第六三六四八)(第六三六四九)(第六三六五〇)(第六三六五一)(第六三六五二)(第六三六五三)(第六三六五四)(第六三六五五)(第六三六五六)(第六三六五七)(第六三六五八)(第六三六五九)(第六三六六〇)(第六三六六一)(第六三六六二)(第六三六六三)(第六三六六四)(第六三六六五)(第六三六六六)(第六三六六七)(第六三六六八)(第六三六六九)(第六三六七〇)(第六三六七一)(第六三六七二)(第六三六七三)(第六三六七四)(第六三六七五)(第六三六七六)(第六三六七七)(第六三六七八)(第六三六七九)(第六三六八〇)(第六三六八一)(第六三六八二)(第六三六八三)(第六三六八四)(第六三六八五)(第六三六八六)(第六三六八七)(第六三六八八)(第六三六八九)(第六三六九〇)(第六三六九一)(第六三六九二)(第六三六九三)(第六三六九四)(第六三六九五)(第六三六九六)(第六三六九七)(第六三六九八)(第六三六九九)(第六三七〇〇)(第六三七〇一)(第六三七〇二)(第六三七〇三)(第六三七〇四)(第六三七〇五)(第六三七〇六)(第六三七〇七)(第六三七〇八)(第六三七〇九)(第六三七一〇)(第六三七一〇)

号)(第六三六二号)(第六三六三三号)(第六三六四号)(第六三六五号)(第六三六六号)(第六三六七号)(第六三六八号)

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(第六四二二号)(第六四二四号)(第六四二五号)(第六四二六号)

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(第六四二七号)(第六四二八号)(第六四二九号)(第六四三〇号)

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(第六四五六号)(第六四五七号)(第六四五八号)(第六四五九号)

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(第六四六〇号)(第六四六一号)(第六四六二号)

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(第六四八二号)(第六四八三号)(第六四八四号)

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(第六四八五号)

第五九五〇号 昭和五十九年六月十五日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 京都府中郡大宮町河辺五〇〇ノ二 大泉佳一 外四千九百九十九名
紹介議員 神谷信之助君

教員免許状の学歴による種別化は、学歴社会をすすめるものであり、教職員集団に差別と分断を持ち込むものである。免許基準の画一的引上げや、教育実習の大幅延長は、大学の自治や学問の自由を脅かし、戦後教育改革の理念である開放制免許制度を否定するものである。日本育英会の育英奨学事業に有利子制を導入することは、憲法でいう国民がひとしく教育を受ける権利、教育基本法でいう経済的理由で修学困難な者に奨学の方法を講ずるを侵すものであり、日本育英会の目的に反するものである。四十人学級早期実現、教職員大幅増、過大規模学校の早期解消は、子ども・青

年に行き届いた教育を保障し、学習のつまづき、問題行動を克服するため、欠かすことのできない条件である。日本の教育を大きくゆがめている受験地獄の早期解消や、すべての子ども・青年にひとしく教育を保障するため、高校新増設の促進、私学助成の増額など教育予算を大幅に増額する必要がある。については、次の事項について実現を図りたい。

一、教員養成制度を抜本的に改悪する教育職員免許法の一部改正をしないこと。

二、日本育英会の育英奨学事業に有利子貸与制度を導入する日本育英会法の改正をしないこと。

三、行き届いた教育を保障するため、四十人学級の早期実現、教職員の大増、過大規模学校の早期解消をすること。

四、高校新増設と私学助成を促進するために、教育予算を増額すること。

第六〇七三三号 昭和五十九年六月十八日受理
父母負担軽減のため、幼稚園に対する補助金増額に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市大町七ノ一、五四 一ノ三四 西方勝也 外九百九十名
紹介議員 中山 千夏君

幼稚園の父母負担を軽減するための補助金を増やされたい。また、幼児教室にもその補助をされたい。

第六一七五五号 昭和五十九年六月十九日受理
父母負担軽減のため、幼稚園に対する補助金増額に関する請願

請願者 埼玉県戸田市喜沢二ノ三三ノ五 大谷敬子 外千名
紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第六〇七三三号と同じである。第六一七六号 昭和五十九年六月十九日受理
豊かな行き届いた教育に関する請願

請願者 川崎市高津区千四二一 小島達 司 外五千名
紹介議員 吉川 春子君

小学生による刺傷事件、中・高校生の自殺、暴行事件、校内・家庭内暴力事件等の続発のような事態は、一刻も早く打開されなければならない。そのためには、ひとりひとりの子どもに行き届いた教育をすすめることは急務である。については、次の事項について実現を図りたい。

一、行き届いた教育をすすめるため、四十人学級凍結をやめて直ちに実施し、教職員定数を増やすこと。

二、マンモス学校をなくし、特別教室等をととのえるため、用地費を含め、三分の二の国庫補助を実施すること。

三、国定化につながる教科書法制定をやめ、教科書無償制度を堅持すること。

四、学校給食への国庫補助の切下げや、民間委託構想を取りやめること。

五、障害児学校高等部増設・教職員の定数増などを図り、障害児教育の充実をすすめること。

六、公立高校の増設のための国庫補助の増額と私学助成の拡充を図ること。

七、教員免許法改悪、教員養成制度改悪をやめ、人事院の給与改善勧告を完全実施し教職員が安心して教育に取り組めるようにすること。

第六二七二二号 昭和五十九年六月二十日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 名古屋市南区呼続町八ノ九 高見 澤啓一 外四十九名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。第六二八四号 昭和五十九年六月二十日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 三重県伊勢市中之町二〇ノ四六

木村真 外二百五十九名
紹介議員 寺田 熊雄君

教員免許状の学歴による種別化は、学歴社会をすすめるものであり、教職員集団に差別と分断を持ち込むものである。免許基準の画一的引上げや、教育実習の大幅延長は、大学の自治や学問の自由を脅かし、戦後教育改革の理念である開放制免許制度を否定するものである。日本育英会の育英奨学事業に有利子制を導入することは、憲法でいう国民がひとしく教育を受ける権利、教育基本法でいう経済的理由で修学困難な者に奨学の方法を講ずるを侵すものであり、日本育英会の目的に反するものである。については、次の事項について実現を図りたい。

一、教員養成制度を抜本的に改悪する教育職員免許法の一部改正を行わないこと。

二、日本育英会の育英奨学事業に有利子貸与制度を導入する日本育英会法の改正を行わないこと。

第六二八五五号 昭和五十九年六月二十日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 石川県金沢市浦波二ノ一一ノ一 早川和夫 外四百四十九名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。第六二九九号 昭和五十九年六月二十日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 山口市江崎三五五 徳地宏二 外 五十四名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。第六三〇〇号 昭和五十九年六月二十日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者

請願者 山口市朝田一、六〇二ノ一 藤井

千津子 外三十五名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六三〇一号 昭和五十九年六月二十日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 北九州市八幡東区荒手二ノ一ノ

三三 中瀬末夫 外四十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六三一一号 昭和五十九年六月二十日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区大須四丁目津莊八

二二 福田由子 外四十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六三一二号 昭和五十九年六月二十日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市橋一、五〇一 北

原俊夫 外七十八名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六三一二号 昭和五十九年六月二十日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市本町四ノ四ノ一五

末吉武夫 外七十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六三二四号 昭和五十九年六月二十日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

る請願

請願者 札幌市南区澄川一条一ノ二ノ五〇

七 志摩龍雄 外百十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六三一五号 昭和五十九年六月二十日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 長崎市梁川町一九ノ二ノ三〇三

三浦良人 外百五十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六三三三三号 昭和五十九年六月二十日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 神奈川県小田原市栢山一、〇二五

高井一義 外五十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六三三三九号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市青山二ノ二九ノ一八

野呂清人 外四名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三四〇号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市水の森二ノ七ノ一〇

中村美恵 外四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三四四一四号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

佐藤美奈子 外四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三四二二二号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県泉市将監二ノ一三ノ一五

辺見千賀 外四名

紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三四三三三号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市八木山松波町一八ノ

三 佐々木知 外四名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三四四四四号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県名取市増田五ノ九ノ七 庄

司由美子 外四名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三四五五五号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市燕沢東三ノ一八ノ三

〇 早坂仁 外四名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三四六六六号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市西勝山三三ノ一四

千葉浩司 外四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三四七七号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市台原三ノ一五ノ一

木村衣世 外四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三四八八八号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市諏訪町一三ノ四一

佐藤昭彦 外四名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三四九九九号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市向山一ノ一九ノ二五

吉田克浩 外四名

紹介議員 梶原 敬君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三五〇〇号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県南光台南三ノ三六ノ一

八 佐藤仁子 外四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三五一一一号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市小松島四ノ一六ノ二

藤田康郎 外四名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三五二二二号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県泉市向陽台四ノ六ノ三〇

梅田尚子 外四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三三三号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市今泉飯田前九二ノ三

及川理恵 外四名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三五四号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市長町七ノ八ノ一三

遠藤寿雄 外四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三五五号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市花壇三ノ二ノ三〇三

及川博夫 外四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三五六号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市三百人町五六 伊藤

麻美 外四名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三五七号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市青山二ノ二九ノ一八

大庭宏之 外四名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三五八号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市中山一ノ二〇ノ二六

中村明代 外四名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三三九号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市八木山弥生町七ノ一

岡田まゆみ 外四名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三六〇号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市西多賀四ノ二八ノ二

七 長内理子 外四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三六一号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市緑ヶ丘二ノ二ノ三

二 大槻信吾 外四名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三六二号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市鹿野二ノ二ノ一三

桜田恵子 外四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三六三号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市三条町一四ノ一ノ二

一 小田中千鶴 外四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三六四号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市水の森二ノ七ノ一〇

中村由美子 外四名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三六五号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻中央一ノ二ノ三

須田久美子 外四名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三六六号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市水の森一ノ一三ノ五

佐藤仁 外四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三六七号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県名取市大手町四ノ二ノ四

戸内幸一 外四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六三六八号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市長町五ノ一ノ二三

安斎和子 外四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四七三八号と同じである。

第六四二三号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六四二四号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 山口市吉敷一、二四〇 中林和子

外九十四名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六四二五号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 山口県小野田市高浜 佐々木継子

外七十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六四二六号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 山口県厚狭郡山陽町別府 田中伸

尚 外六十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六四二七号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市天昌寺町三ノ二七

大谷満 外百七十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六四二八号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 山口県厚狭郡山陽町別府 田中伸

尚 外六十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六四二九号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市天昌寺町三ノ二七

大谷満 外百七十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 岩手県盛岡市仙北三ノ二ノ二二

紹介議員 小笠原アサ子 外百八十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六四二九号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 宮城県仙台市小松島新堤一ノ六

紹介議員 杉野寿 外百二十一

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六四三〇号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 熊本市黒髪四ノ一ノ一六 豊島

紹介議員 昭和 外五百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六四五六号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 神奈川県小田原市板橋六七二 植

紹介議員 村保夫 外六十四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六四五七号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 神奈川県小田原市下大井一九九

紹介議員 木島俱子 外七十五名

紹介議員 磯山 篤君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六四五八号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 岐阜県大垣市青柳町二 川瀬賢二

紹介議員 外五十二名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六四五九号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 山口県厚狭郡山陽町寝太郎町二

紹介議員 本康浩介 外四十四名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六四六〇号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 茨城県新治郡櫻村吾妻四ノ一三

紹介議員 外九十五

紹介議員 吉川早紀男

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六四六一号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 宮城県北諸郡三股町樺山一、八

紹介議員 九一ノ一 中内正明 外百三十六

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六四六二号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 高知市南万々二〇ノ六三官舎二二

紹介議員 国吉敏郎 外二百五十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六四八二号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 静岡県沼津市東原六三八ノ三五

紹介議員 井出妙子 外二十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六四八三号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 神奈川県小田原市中町一ノ八ノ五

紹介議員 関野美恵子 外六十六名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六四八四号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 山口県下関市長府東町一〇ノB

紹介議員 外五十四名

紹介議員 堀原 敬義君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六四八五号 昭和五十九年六月二十一日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關する請願

請願者 岡山市高松四七二 横田卓三

紹介議員 外

紹介議員 千六百十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

七月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律の一部を改正する法律案

(粕谷照美君外一名発議)

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律の一部を改正する法律案

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律の一部を改正する法律案

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び事務職員」を「事務職員

その他政令で定める職員」に改める。

第三条第三項中「学校栄養職員」を「学校栄養職員

その他政令で定める職員」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

七月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、日本育英会法案

日本育英会法案

日本育英会法案

日本育英会法案(昭和十九年法律第三十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 評議員会(第十九条―第二十条)

第四章 業務(第二十一条―第二十六条)

第五章 財務及び会計(第二十七条―第三十七

条)

第六章 監督等(第三十八条―第四十一条)

第七章 雑則(第四十二条―第四十三条)

第八章 罰則(第四十四条―第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本育英会は、優れた学生及び生徒であ

つて経済的理由により修学に困難があるものに
対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及
び社会に有用な人材の育成に資するとともに、
教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本育英会(以下「育英会」という)は、
法人とする。

(事務所)

第三条 育英会は、主たる事務所を東京都に置
く。

2 育英会は、文部大臣の認可を受けて、必要な
地に従たる事務所を置くことができる。

(基金)

第四条 育英会の基金は、百万円とし、政府がそ
の全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で
定める金額の範囲内において、育英会に追加し
て出資することができる。

3 育英会は、前項の規定による政府の出資があ
つたときは、その出資額により基金を増加する
ものとする。

(登記)

第五条 育英会は、政令で定めるところにより、
登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事
項は、登記の後でなければ、これをもつて第三
者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 育英会でない者は、日本育英会という名
称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四
十四条及び第五十条の規定は、育英会について
準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 育英会には、役員として、会長一人、理事長
一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 会長は、育英会を代表し、その業務を総
理する。

2 理事長は、育英会を代表し、会長の定めると
ころにより、会長を補佐して育英会の業務を掌
理し、会長が欠員のときはその職務を代理
し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及
び理事長を補佐して育英会の業務を掌理し、会
長及び理事長に事故があるときはその職務を代
理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務
を行う。

4 監事は、育英会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると
認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出
することができる。

(役員の任命)

第十条 会長、理事長及び監事は、文部大臣が任
命する。

2 理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命
する。

(役員の任期)

第十一条 会長及び理事長の任期は三年とし、理
事及び監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(教育公
務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除
く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十三条 文部大臣又は会長は、それぞれその任
命に係る役員が前条の規定により役員となるこ
とができない者に該当するに至つたときは、そ
の役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は会長は、それぞれその任命に係
る役員が次の各号の一に該当するとき、その他
役員たるに適しないと認めるときは、その役員
を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと

認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しよう
とするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を
受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員
となり、又は自ら営利事業に従事してはならな
い。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、
この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 育英会と会長又は理事長との利益が相
反する事項については、これらの者は、代表権
を有しない。この場合には、監事が育英会を代
表する。

(代理人の選任)

第十六条 会長及び理事長は、理事又は育英会の
職員のうちから、育英会の従たる事務所の業務
に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権
限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 育英会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 育英会の役員及び職員は、刑法(明治
四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用に
ついては、法令により公務に従事する職員とみ
なす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 育英会には、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、育英会の業
務の運営に関する重要事項について審議する。

4 評議員会は、育英会の業務の運営につき、会
長に対して意見を述べることができる。

(評議員)

第二十条 評議員は、育英会の業務の適正な運営
に必要な学識経験を有する者のうちから、文部
大臣が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

3 第二十一条第二項及び第十三条第二項の規定
は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十一条 育英会は、第一条の目的を達成する
ため、次の業務を行う。

一 学資の貸与

二 学資の貸与を受ける学生及び生徒の補導
三 修学上必要な施設の設置及び経営
四 前三号の業務に附帯する業務

2 育英会は、文部大臣の認可を受けて、前項に
規定する業務のほか、第一条の目的を達成する
ため必要な業務を行うことができる。

(学資の貸与)

第二十二條 前条第一項第一号の規定により学資
として貸与する資金(以下「学資金」という)は、
無利息の学資金(以下「第一種学資金」という)。
及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」と
いう)とする。

2 第一種学資金は、優れた学生及び生徒であつ
て経済的理由により修学に困難があるもののう
ち、文部省令で定める基準及び方法に従い、特
に優れた学生及び生徒であつて経済的理由によ
り著しく修学に困難があるものと認定された者
に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受
けた者以外の者のうち、文部省令で定める基準
及び方法に従い、大学その他政令で定める学校
に在学する優れた学生及び生徒であつて経済的
理由により修学に困難があるものと認定された
者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資金の月額並びに第二種学資金の月
額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考
慮して、その学資金の種類ごとに政令で定める
ところによる。

5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学
する学生及び生徒であつて第二項の規定による
認定を受けたもののうち、文部省令で定める基

準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。

6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(返還の条件等)

第二十三条 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

2 育英会は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

3 育英会は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身障害により学資金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(教育又は研究の職に係る特例)

第二十四条 大学、大学院又は高等専門学校において第一種学資金の貸与を受けた者は、政令で定めるところに従い、修業後政令で定める年数以上継続して小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校、幼稚園その他の施設の教育又は研究の職に就いては、大学院において第一種学資金の貸与を受けた者に限る。)にあることにより、その全部又は一部の返還の免除を受けることができる。

(業務方法書等)

(業務に要する資金)

第二十六条 第二十一条第一項第一号の業務に要する資金は、借入金、寄附金等をもつて充てるものとする。

第五章 財務及び会計

第二十七条 育英会の事業年度は、毎月四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十八条 育英会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十九条 育英会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十条 育英会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

3 育英会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び日本育英会債券)

第三十二条 育英会は、文部大臣の認可を受け、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は日本育英会債券(以下この条、次条及び第三十四条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の償還者は、育英会の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 育英会は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第三十四条 育英会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第三十五条 育英会は、次の方法による場合を除き、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債、地方債又は文部大臣の指定する有価証券の取得

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金又は郵便貯金

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十六条 育英会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、育英会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督等

(監督)

第三十八条 育英会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、育英会に対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができ

る。

(報告及び検査)

第三十九条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、育英会に対して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、育英会の事務所その他の施設に立ち入り、

業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(政府貸付金等)

第四十条 政府は、毎年度予算の範囲内において、育英会に対し、第二十一条第一項第一号の業務（第一種学資金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2 政府は、育英会が第二十三条第三項又は第二十四条の規定により第一種学資金の返還を免除したときは、育英会に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(補助金)

第四十一条 政府は、毎年度予算の範囲内において、育英会に対し、第二十一条に規定する業務に要する経費の一部を補助することができる。

第七章 雑則

(解散)
第四十二条 育英会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十三条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条第二項、第二十五条第一項、第二十八条、第三十二条第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第三十四条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十二條第二項、第三項若しくは第五項、第二十五條第二項若しくは第三項又は第三十七條の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十条第一項又は第三十六条の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十五条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 罰則

第四十四条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした育英会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした育英会の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第二十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十五条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十八條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第四十六条 第六條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(育英会の存続)
第二条 改正前の日本育英会法（以下「旧法」という。）第三十三条から第三十五条までの規定により設立された日本育英会（以下「旧育英会」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、改正後の日本育英会法（以下「新法」という。）の規定による育英会となり、同一性をもつて存続するものとする。

(従たる事務所に関する経過措置)
第三条 旧法第二条第二項の規定により置かれた

従たる事務所は、新法第三条第二項の認可を受けて置かれたものとみなす。

(理事等に関する経過措置)

第四条 施行日の前日において旧育英会の理事又は評議員である者は、別に辞令を用いないで、施行日に新法第十条第二項又は第二十条第一項の規定により育英会の理事又は評議員として任命されたものとみなす。

2 前項の規定により任命されたものとみなされる育英会の理事又は評議員の任期は、新法第十条第一項又は第二十条第二項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧育英会の理事又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。

(職員に関する経過措置)

第五条 施行日の前日において旧育英会の職員（役員を除く。）である者は、別に辞令を用いないで、施行日に新法第十七条の規定により育英会の職員として任命されたものとみなす。

(従前の被貸与者等に関する経過措置)

第六条 施行日前の旧育英会との貸与契約（この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者に係るものを除く。）による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

2 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者で施行日以後の育英会との貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者については、その大学院において受けている学資の貸与を新法第二十二條第二項の規定による第一種学資金の貸与とみなし、その者をその第一種学資金の貸与を受けている者とみなして、新法の規定を適用する。

第七条 政府は、育英会が前条第一項又は第二項

の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除をしたときは、育英会に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができる。

(事業計画等に関する経過措置)

第八条 育英会の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

第九条 旧育英会の昭和五十八年四月に始まる事業年度の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

(旧法の規定に基づく処分等の効力)

第十条 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本育英会の項中「日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）」を「日本育英会法（昭和五十九年法律第三十号）」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本育英会の項中「日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）」を「日本育英会法（昭和五十九年法律第三十号）」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十四条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「日本育英会法（昭和十九年法律第

反対等に関する請願（第七二八四号）（第七二八五号）

一、教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願（第七二九五号）

一、教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願（第七二九六号）

第六五八九号 昭和五十九年六月二十二日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 山口県厚狭郡楠町船木下田町 中谷孝司 外七十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第七二九〇号と同じである。

第六五九〇号 昭和五十九年六月二十二日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 愛知県大山市上野小市三五ノ一〇 松林伸子 外四十七名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七二九〇号と同じである。

第六五九一号 昭和五十九年六月二十二日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 宮城県多賀城市丸山一ノ一九ノ二 田中和美 外二百九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六五九二号 昭和五十九年六月二十二日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 山形市南館六七ノ一一 吉田仁 外百四十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六五九三号 昭和五十九年六月二十二日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 北海道紋別市大山町一ノ二九 梅田群治 外六百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六五九四号 昭和五十九年六月二十二日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 福岡市東区水谷一ノ一ノ四四 平和郎 外八百九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六六二〇号 昭和五十九年六月二十二日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市甘木二七六ノ一 末藤一彦 外十六名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七二九〇号と同じである。

第六六二一号 昭和五十九年六月二十二日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 京都市上京区新町通上御霊前上ル 西陣合同宿舎 齊藤仁志 外千三百二十八名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六六二二号 昭和五十九年六月二十二日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 石川県江沼郡山中町長谷田町ヘノ 二三 細川達男 外九百八十名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六六二六号 昭和五十九年六月二十二日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 山口県宇部市北迫新町四ノ四ノ一 原田雅博 外九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第七二九〇号と同じである。

第六六二七号 昭和五十九年六月二十二日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 福島県会津若松市町北町上荒久田 古屋敷一九〇 高橋次郎 外百二十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六七二一号 昭和五十九年六月二十三日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 横浜市旭区都岡町三〇 久保忠善 外九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七二九〇号と同じである。

第六七二二号 昭和五十九年六月二十三日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 名古屋市中千種区城木町一ノ一九 高木文夫 外二十八名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七二九〇号と同じである。

第六七二三号 昭和五十九年六月二十三日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 長崎県大村市諏訪三ノ一六ノ三

この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六八二三号 昭和五十九年六月二十五日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 横浜市港北区太尾町三八一 阿部修 外四十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第七二九〇号と同じである。

第六八二四号 昭和五十九年六月二十五日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田市旭川新藤田東町四ノ二二 斎藤秀男 外四十二名

紹介議員 安恒 良一君

教育の荒廃を克服し、すべての子供たちに行き届いた教育を保障することが、父母・教職員の切実な願いとなっている。そのため、四十人学級の実現、大規模校の解消、高校の新増設、学校間格差の解消、私学助成の充実などの教育諸条件の改善が必要である。しかし、政府は軍拡臨調路線のもとで、四十人学級凍結、私学助成削減、育英奨学金制度の改悪など教育条件の切下げをすすめている。そしていま国会には、教師を差別し、一般大

学から教員になる道を狭める教育職員免許法改悪案や育英奨学金の利子付返還を認める日本育英会法改悪案が提出されている。ついで、これらの法案に反対し、次の事項について実現を図られたい。

一、教育職員免許法等の一部を改正する法律案を廃案とすること。

二、日本育英会法案を廃案とすること。

三、四十人学級の早期実現、大規模校解消、私学助成充実など教育諸条件改善のための措置を講ずること。

第六八二九号 昭和五十九年六月二十五日受理
私学の学費値上げ抑制、父母負担軽減等に関する
請願

請願者 広島県竹原市吉名町三、一三四
藤本長生 外九千九百九十九名
紹介議員 小西 博行君
この請願の趣旨は、第二五八号と同じである。

第六八三〇号 昭和五十九年六月二十五日受理
日本育英会育英奨学金制度の抜本的改悪反対等に関
する請願

請願者 新潟市中島六二八国鉄動力車労働
組合東新潟支部内 五十嵐成 外
百九十九名
紹介議員 小西 博行君
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第六八三一号 昭和五十九年六月二十五日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關す
る請願

請願者 茨城県水戸市青柳町五九五ノ一四
本田光弘 外九十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六八五三三号 昭和五十九年六月二十五日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関
する請願

請願者 福岡県大牟田市吉野四一七ノ一二
倉崎敦子 外三十四名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六八五四号 昭和五十九年六月二十五日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関
する請願

請願者 福岡県大牟田市白川町三ノ二二
古藤健治 外六十四名
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六八五五号 昭和五十九年六月二十五日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関
する請願(三通)

請願者 北九州市戸畑区小芝三ノ一三ノ一
五ノ二〇五 竹川智子 外百七十
九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六八五六号 昭和五十九年六月二十五日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關す
る請願

請願者 青森県十和田市西三番町二〇ノ一
五 畑山守一 外百九十九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六八五七号 昭和五十九年六月二十五日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対に關す
る請願

請願者 長崎市城栄町二八ノ一六 井上浩
外六百六十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第六八五五号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関
する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区釜台町九二 川
口洋子 外三十五名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六八五六号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 秋田市横森四ノ六ノ三九 香沢康

二 郎 外五十名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第六八九八号 昭和五十九年六月二十六日受理
大学院における教育・研究条件の改善等に関する
請願(三通)

請願者 大阪府城東区野江三ノ一二ノ五
川島哲夫 外千五百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
大学院は、学術の理論・応用を教授研究し基礎
的・独創的な研究能力をもつ高度な専門家を養成
するとともに、学術文化の進展に寄与することを
目的としている。特に、近年における科学技術の
進歩は著しいものがあり、大学院の果たすべき社
会的役割は、高まつていくといえる。このことか
ら、日本国憲法、教育基本法に基づき大学院の教
育研究条件の充実及び大学院生・研究生の研究生
活上の諸条件を改善することは、我が国の科学技
術・学術文化の発展のためにも、また、大学院
生・研究生の権利保障のうえからも、重要な社会
的意義をもつものとなつていく。このような見
地にたてば、高等教育機関、特に大学院での教
育・研究分野に受益者負担原則を無条件に適用す
べきでないことは明らかである。それにもかかわ
らず、近年の文教予算は、軍事費優遇予算のもと
で、国立大学の拡充抑制と定員削減、育英会事
業費や私学助成費の抑制・削減、国立大学入学
金・授業料の値上げ、奨学金制度への有利子化導
入、奨学金返還期間の短縮等、個々の大学院生・
研究生・ODへ経済的負担を強いることによつて、
我が国の科学技術・学術文化の進展を促進す
るところが、後退させていくものとなつていく。

更に、基礎的研究費を削減する一方で民間主導の
科学研究費奨励金を増加するなど、学術研究体制
をいびつなものにしており、これでは技術立国は
おろか基礎研究さえ困難な状況とならざるをえな
い。ついでに、大学院の教育研究条件及び大学院
生・研究生の研究生活上の諸条件を改善・充実

し、OD問題を解決することによつて、我が国の
学術文化の進展に寄与するため、次の事項につい
て実現を図りたい。

一、育英会奨学金の有利子化をやめ、免除職廃止
は絶対にしないこと。貸与枠の拡大、所得制限
の緩和とともに、アルバイト・仕送りなしで基
本的な研究生生活を維持しうる額を貸与するこ
と。当面、現行法に基づいて新規採用事務・奨
学金支給を直ちに実施すること。

二、オーバー・ドクター(O・D)問題解決のた
めに、十分な実態調査を踏まえた抜本的な対策
の確立に努めるとともに、当面の対策として、
日本学術振興会奨励研究員の拡大、育英会奨学
金の免除職の拡大と就職期限の延長の施策を即
刻実現すること。

三、学術文化の進展において重要な一角を占める
私立大学に対し、実質的な経常費二分の一補助
を実現するとともに研究整備費補助金の対象を
拡大し、私立大学大学院の研究・教育条件を充
実すること。その際、補助金は公正に配分し、
傾斜配分方式をやめ、私立大学の自治への介入
を行わないこと。

四、財政基盤の弱い公立大学に対し、学術文化の
進展という観点から国の責任を明確にするとと
もに、国庫助成を大幅に増額すること。

五、国立大学への基礎的研究費の格差づけをや
め、大幅な増額を実現すること。

六、国立大学の授業料・入学金・検定料等を値上
げしないこと。また、学部間の格差づけをしな
いこと。

七、大学院生・研究生の研究旅費を費目化すると
ともに、研究災害の補償制度を充実すること。

第六八九九号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関
する請願

請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町四、一三一ノ
七八七 平嶋かず江 外五十四名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六九六〇号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願
請願者 横浜市旭区さちが丘一三七 鈴木洋子 外七十四名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六九六一号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願
請願者 横浜市西区平沼一ノ二五ノ六 柴田薫 外五十四名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六九六二号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願
請願者 大阪府八尾市北久宝寺一ノ四ノ一 三ノ三〇二 中堂賢次 外五十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六九六三号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀野市岩戸五ノ四ノ一
〇 牧野和子 外五十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六九六四号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願
請願者 横浜市戸塚区矢部町九六九ノ四七

紹介議員 上村和子 外五十九名
志苦 裕君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六九六五号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区西久保町一一〇 白石克彦 外五十四名
紹介議員 山田 謙君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第六九六六号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願
請願者 長野県北佐久郡御代田町御代田 二、五七八ノ三 佐藤茂 外千九百九十九名
紹介議員 山田 謙君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第六九六七号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願
請願者 秋田県由利郡矢島町荒沢矢越 佐藤正子 外八十名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第六九六八号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願
請願者 秋田市中通五ノ一ノ一三 渡辺栄一 外四十九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第六九六九号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等

に関する請願
請願者 秋田県本荘市出戸町御門 加藤真一 外四十四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第六九七〇号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願
請願者 秋田市高陽青柳町一二ノ二 佐々木正勝 外五十四名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第六九七一号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願
請願者 秋田市手形十七流四六ノ三 菊地郁子 外三十九名
紹介議員 山田 謙君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七〇〇二号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願
請願者 横浜市戸塚区平戸四ノ一九ノ一八 斎藤純子 外七十四名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七〇〇三号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願
請願者 横浜市鶴見区鶴見一ノ三ノ六 牧内百世 外五十九名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七〇〇四号 昭和五十九年六月二十六日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願
請願者 神奈川県小田原市小台六八ノ一五 岩本莞司 外五十四名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七〇〇五号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願
請願者 秋田市八橋本町一ノ三ノ四〇 高松茂子 外七十四名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七〇〇六号 昭和五十九年六月二十六日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願
請願者 秋田県本荘市谷地町六ノ一 吉川義宏 外三十七名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七〇一〇号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願
請願者 横浜市戸塚区和泉町一、八三一 亀田栄子 外七十四名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七一一一号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願
請願者 神奈川県小田原市千代四九〇 富田たか子 外六十九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七一一二号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 横浜市西区西戸部町二ノ一九〇
若狭庸子 外五十四名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七一一三号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区南舞岡四ノ四五ノ一
六 実吉健二 外五十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七一一四号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県由利郡島海町久保 小幡忠
一 外七十四名

紹介議員 稻村 稔夫君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七一一五号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田市高陽青柳町一七ノ六五 伊
藤則和 外三十四名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七一一六号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡天王町天王長沼一
一五ノ三 北林昌文 外三十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七一二七号 昭和五十九年六月二十七日受理
大幅私学助成に関する請願(二通)

請願者 愛知県瀬戸市瀬木町七六ノ一 中
根とみ子 外一万九千九百九十九名

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第五九〇二号と同じである。

第七一二八号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 大阪府八尾市久宝寺二ノ一ノ二四
安本寧伸 外五十一名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七一二九号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 山口市松美町一ノ一五 藤本浩子
外五十九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七一三〇号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 神奈川県小田原市鴨宮一五七ノ一
七 中川智子 外五十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七一三一号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一、一一五ノ
一 南雲知子 外六十三名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七一三二号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 宮城県桃生郡河南町和刈沼川六
芳賀静喜 外百二十九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第六二八四号と同じである。

第七一三三号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県仙北郡六郷町米町三三 熊
谷史絵 外三十一名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七一三五号 昭和五十九年六月二十七日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県男鹿市北浦字北浦七四ノ一
山本英樹 外四十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七一五七号 昭和五十九年六月二十七日受理
大幅な私学の助成に関する請願

請願者 愛知県碧南市油淵町一ノ三二 杉
浦勲也 外八万九千九百九十九名

紹介議員 吉川 博君
現在、私学には、大学生の約八割、高校生の約三割が在学しており、日本の公教育機関として、歴史的にも重要な役割を果たしてきている。しかし、その財政は、父母負担に大きく依拠している。しかも、高い学費でありながら、教育条件が国・公立に比べ劣悪になっている。このように学費と教育条件がともに、国・公立より悪い現状のもとでは、私学が公教育の役割を果たすことは容易でない。いま、私学助成の大幅増額によって、

公私の教育条件格差をなくし、学費の父母負担を軽減し、教育・研究の豊かな発展を図ることは、切実な要求となっている。このことは、昭和四十五年の日本私学振興財団の発足以来毎年取り組まれている国会あての私学助成の請願署名数が、千五百二十万余名に達していることから明らかである。昭和四十五年から実施された経常費助成は、年々増額され、私学の教育条件の改善と父母負担の軽減にある程度役立ててきた。しかし、当初国会の決議で確認された経常費の五十パーセント補助には遠く及ばず、父母負担の公私格差は非常に大きく、愛知の私立高校の場合、約五・四倍、額にして約三十三万円のひらきとなつてい

る。このような事態は、私学助成の大幅増額を求める国民の切実な要求に逆行するものであり、私学の学費は際限なく値上げせざるをえなくなる。その結果、父母負担の公私格差は一層拡大し、教育の機会均等が損なわれ、受験競争が激化することとは明らかである。ついで、次の事項について速やかに実現を図らなければならない。

一、父母負担の軽減と国・公・私立間の学費格差の縮小のため、授業料助成の実現を図ること。

二、私学の経常費の五十パーセント補助の可及的速やかな実現と、学費値上げをしなくともすむ大幅な私学助成を行うとともに、国・公・私立間の教育・研究条件の格差解消を図るための助成措置をとること。

三、私立高校以下に対する経常費助成の抜本的増額を図るとともに、急増急減対策特別助成、及び過疎地帯の私学に対する特別助成を大幅増額すること。

四、私学の奨学金の貸与枠の拡大と貸与額の引上げ、国・公・私立間の格差の解消を図るなど、奨学金制度の抜本的拡充を図ること。

五、私学の学校種別の設置基準到達に必要な教職員定員増と施設設備の充実を図るため、必要な助成財源を計上すること。

第七二五二号 昭和五十九年六月二十八日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町一、八六〇ノ

一七 松田妙子 外四十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七二五三号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願（一通）

請願者 熊本県荒尾市下井手一、〇九八ノ

二 森尾琢磨 外百二十八名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七二五四号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 青森市西滝宮永九七ノ一一 澤谷

昌輝 外二百十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七二五五号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県横手市根岸町六ノ五〇 前

田禮子 外五十四名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七二五六号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田市保戸野鉄砲町二ノ一〇 豊

沢明 外三十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七二六二号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 神奈川県大和市上和田四三九ノ二

渡辺康子 外六十名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七二六三号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県仙北郡協和町境字境三三

石塚保 外四十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七二六四号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県本荘市表尾崎町一二ノ二

明峯清 外四十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七二八一号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願（四通）

請願者 福岡県山門郡瀬高町上庄八九六ノ

一 田中猛 外百二十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七二八二号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 横浜市旭区若葉台二ノ一九ノ六〇

九 水城美智子 外四十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七二八三号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 兵庫県加東郡滝野町穂積四〇九

神戸昭夫 外八十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七二八四号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡天王町大崎四七ノ

五 三浦美子 外三十四名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七二八五号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県湯沢市前森三ノ三〇

高山重雄 外三十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七二九五号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領

二〇〇ノ二 山口いづみ 外三十

九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第七二九六号 昭和五十九年六月二十八日受理
教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県本荘市谷地町六ノ一 吉川

義宏 外四十四名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第七号中正誤

へし 段行 誤

一 四 三 莫とした

四 三 九 討検

二 七 四 一 二 三 される、上には

三 四 七 七 交替 交代

第八号中正誤

へし 段行 誤

五 三 八 機関

八 二 六 つけね

九 二 元 未成年

第九号中正誤

へし 段行 誤

九 二 終 盗

二 六 一 三 客働点

第十号中正誤

へし 段行 誤

五 一 二 一 二 おにます

四 一 八 大部

二 四 終 了修

第十二号中正誤

へし 段行 誤

六 三 終 逐次

二 元 二 きたので

二 一 九 質議 質疑

二 二 終 貸し出し

昭和五十九年七月二十四日印刷

昭和五十九年七月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D